

経済企業委員会

平成23年6月27日（月）
午前10時1分～午後3時57分
議会第3会議室

【出席委員】千綿正明委員長、中本正一副委員長、重松徹委員、久米勝博委員、
川崎直幸委員、山本義昭委員、西村嘉宣委員、平原嘉徳委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】山口弘展議員、野中宣明議員、中山重俊議員

【執行部出席者】

- ・経済部 池田経済部長 ほか、関係職員
- ・農林水産部 田中農林水産部長 ほか、関係職員
- ・交通局 眞子交通局長 ほか、関係職員
- ・水道局 金丸水道局長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○千綿委員長

これより経済企業委員会を開催いたします。

最初に申し上げます。当委員会は、会議録作成支援システムを使用しております。発言される方は必ず挙手をし、委員長の指名を受けてから、マイクにある青いボタンを押してお話してください。

なお、マイクは後押し優先でございます。発言後に再びボタンを押さないでください。

次に、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないようでございますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

それでは、日程に基づき、付託議案等の審査を行いますので、関係のない職員さんは退室していただいて結構でございます。

◎交通局以外の職員退室

○千綿委員長

まず、交通局ですね。初めに、4月の人事異動に伴い、課長級以上の職員の紹介をお願い

いしたいと思います。なお、新任の方及び役職等変更があった方のみ紹介をいただければ結構です。また、新任の支所長については、すべての委員会を回られるということでございますので、来られたときに随時対応していきたいと思います。

それでは職員の紹介。どうぞ。

(交通局職員の紹介)

○千綿委員長 今回は、交通局は付託議案がございませんが、繰り越し関係の報告がありますので、その説明を受けたいと思います。第9号報告について、執行部からの説明を求めます。

◎第9号報告 平成22年度佐賀市自動車運送事業会計予算繰越計算書の報告について 説明

○千綿委員長

ただいまの説明について、皆様何か御意見、御質問等があればお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。質問がないようでございますので、退席していただいて結構でございます。

○千綿委員長

今、支所長が来られましたので、済みません、ちょっと支所長の自己紹介をよろしくお願ひします。

(新支所長の紹介)

○千綿委員長

どうもありがとうございます。

◎職員の入替わり

○千綿委員長

初めに、4月の人事異動に伴い、課長級以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

なお、新任の方及び役職等変更があった方のみ紹介いただければ結構でございます。

それでは、職員の紹介のほうをよろしくお願ひします。

(水道局職員の紹介)

○千綿委員長

それでは、付託議案の審査等に関係のない職員の方は退席されて結構でございます。

それでは、第40号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第40号議案 平成23年度佐賀市水道事業会計補正予算(第1号) 説明

○千綿委員長

この件について、何か御意見、御質問等があれば挙手をお願いしたいと思います。○
平原委員

水道局のほうでも水道料金のコンビニエンスストアの業務委託ということで議案が上がってまいりましたが、以前私も一般質問で取り上げたときには、その時点ではコンビニエンスでの収納は考えていないというような局長の御答弁だったと思います。今、説明を受けた中では、非常に要望が多かったということで研究を重ねられてこういう結果になったんだろうと思いますけれども、どれぐらいの要望というか、水道局のほうにどれぐらいの声が上がってきたのか、まずそこら辺を教えていただきたいと思います。

○石田営業課長

議員おっしゃるとおり、口座振りかえを推進ということを第一義に考えておりましたけれども、昨年度のデータで大体月平均で1,000件程度の要望がございました。これはほかの他都市がもうほとんどコンビニ収納をしているというふうな背景があると思いますけれども、極端にふえてきたという背景があります。

○平原委員

それで、コンビニエンスでの収納に切りかえた場合ですね、今の収納率がどれほど上がるというふうな見込みをされているのか、その辺わかりましたら御答弁をお願いしたいと思います。

○石田営業課長

収納率をどう見るかですけれども、最終的な収納率ということであれば、低推移という形での収納率になりますので、そこまでの収納ということであれば、今と変わらないというふうに考えております。しかし、このコンビニエンスストアの取り扱いをすることで、定例のお客様ですね、この方たちの収納率が期日内収納が上がるだろうというふうには見込んでおります。当然、窓口での業務も幾らか事務的な手間も減っていくというようなことにはなりません。

○平原委員

極端に収納率が向上するというよりも、やっぱりお客様方の市民の皆さん方の利便性が向上するというようなことが大きなメリットだろうというふうに思うんですね。このコンビニに切りかえた場合に、今まで口座振りかえを推進されてきたんですけれども、コンビニに切りかえられるお客様が手数料として発生するわけですが、最終的に収納率はさほど変わらないけれども、こういう支出がふえたという形にはならないのか、そういったところはどうか、ちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○石田営業課長

支出がふえるというのは、今回、債務負担行為を計上させていただいておまして、限度額で1,000万円強ですけれども、それはコンビニにかかわる手数料全部ですので、それは全体的にはふえてきます。ただし、お客様の利便性等々を考えれば、その辺で判断したところですが、あと口座振りかえが減少していくというふうなことも、我々は口座を今後とも推進していくということですので、口座は手数料が少ないものですから、そち

らのほうを今後も力を入れて推進していくということにはかわりございません。

○重松委員

全員協議会のときも質問しましたけれども、収納代行会社ですね、まだはっきりしてないんでしょうかね。そこら辺ちょっと。

○石田営業課長

収納代行の業者に関しましては、今現在、決定をしておりません。九州管内で調べたところ、水道事業関係で取り扱っているところは5業者ほどあるということで確認はしております。しかし、決定はしていないということでございます。

○重松委員

その募集の方法なんですけれども、プロポーザルかなんかでされるんですか。

○石田営業課長

これも調査したところ、契約の方法に関してはプロポーザル、随意契約、一般競争入札というそれぞれの形がとられております。しかし、今現在、このコンビニエンスストア、非常に定着して、業界でもガイドライン的な統一した仕様ができております。ということであれば、プロポーザルでかけて、その技術的というんでしょうか、評価をしていくというメリットはそうないだろうと。金額的なところを考えれば、一般競争入札なり、そういった形のほうがよろしいのではないかというふうには考えております。

○重松委員

今、予定としては5業者と言われましたけれども、県内、県外はどういった状況になっていますかね。県内業者、県外業者。

○石田営業課長

コンビニエンスの代行業者ということになりますけれども、残念ながら、市内、県内にはこの代行業者はありません。ただし、市内で代行業者の窓口をしているところはあるようですけれども、直接的な代行業者はいないということです。

○千綿委員長

よろしいですか。ほかには。

○金丸水道局長

済みません。先ほど平原委員から御質問があった中で、議会の一般質問の中で、私がコンビニは考えていないという答弁を確かに過去やりました。それで、本音を言えば、今でもできるならば口座納付、現行の形でいきたいという考えはございますが、先ほど答弁いたしましたように、市民の皆さんから、その多くということではございませんが、一部の方から、強いそういった利便性を求めて、何とかコンビニにできないかというふうなことがちょこちょこ出てまいりましたので、私は経済面から考えたときに、ここでも1,055万円ですね、もしなければ、この費用も要りませんので、そういうことからすれば、経済面からいけば、まずはやはり口座で、今90何%ぐらいですね、落ちるわけですから、収納方

法としてはそれが一番だなという考え方で過去そういった一般質問の中で答弁をさせていただきましたが、今回、周囲もそういうふうになってきたし、もうここでちょっとやむを得んかなというような状況で、大変あのときの回答とちょっと違う形になりましたが、市民の皆さんの利便性ということを御理解いただいて、今回、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。以上です。

○石田営業課長

済みません。先ほど御説明した中身で1点修正をさせていただきたいと思います。

実際、お客様の御要望がどのくらいあるかという御質問がありましたけれども、私、月1,000件程度というふうに答弁しましたけれども、1けた間違っておりまして、100件程度ということで、申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

○千綿委員長

ほかには何か御意見。

○西村委員

最近、安全性が非常に問題になってきているわけですが、このコンビニで1,000万円上がると。また、ほかの要因でまた上がるというようなことがないのかどうか、それが水道料金の値上げにつながるような状況というのはないのかどうか、お尋ねします。

○石田営業課長

いろんな形で新しい取り組みということであれば費用がかかってくるわけですが、当然、この分に関しても、企業努力は当然必要になってくるということで、直接的に料金にはね上がるというふうなことは考えてない。先ほど言いましたように、まずは口座振りかえを今以上に推進していくというスタンスは変わりませんので、その中でお客様の利便性、全国24時間取り扱えるということを目指したわけでございます。

○西村委員

これで上がるということはなさそうですね、ほかの要因か何かそういうことはありませんか、安全面で。

○石田営業課長

ほかの要因ということであれば、直接的には今現状では思い当たらないところですけど。

○重松委員

住民からの手数料なんですから、どれくらい、上乗せされる金額があるでしょう、振り込みの場合。

○石田営業課長

今回、手数料1件当たり59円での債務負担行為で計算をしております。住民の方に上乗せがされるということは、基本的にはないというふうに認識しておりますけれども。

○千綿委員長

いいですか。よろしいですか。ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質問もないようでございますので、第40号議案の審査は終了します。

続きまして、繰り越し関係の報告について説明を求めます。第10号と第11号報告について説明をお願いします。

◎第10号報告 平成22年度佐賀市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第11号報告 平成22年度佐賀市水道事業会計予算繰越計算書の報告について 説明

○千綿委員長

以上、報告についての説明がありました。何か御意見、御質問等があれば、挙手をお願いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいですか。ないようでございますので、それでは退席をしていただいて結構でございます。

◎執行部入れ替わり

○千綿委員長

初めに、4月の人事異動に伴い、課長級以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

なお、新任の方及び役職等変更があった方のみで結構でございますので、紹介のほう、よろしくをお願いします。

(農林水産部職員の紹介)

○千綿委員長

それでは、農林水産部に関する議案の審査に入ります。

第39号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。付託議案に関係ない職員の方は退席されて結構でございます。

◎第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第1号) 説明

○千綿委員長

今、説明をしていただきました。何か御意見、御質問等があればお願いしたいと思います。

○山本委員

資料の3ページですけれども、23年度事業でそれぞれ今説明がありましたけれども、佐賀市の負担が375万円ということで、これは隣の小城市と一緒にやっていくということだろうと思いますけれども、この小城市といわゆる佐賀市、12.5、12.5ですかね、その負担割合がそうですけれども、面積からすれば小城市は331ヘクタール、それから佐賀市は89ヘクタール、これは全協など、どこか説明があったと思うんですけれども、もうちょっと詳しく御説明を願いたいんですが。

○農村環境課土地改良係長

それでは、お答えいたします。

この事業の簡易水路とパイプラインの延長は、それぞれ申し上げますと、簡易水路が約1.5キロ、1,500メートル、それからパイプラインもほぼ1.5キロとなっておりますが、大和地区は圃場整備を行っていませんことから、簡易水路が1,500メートルの約9割を占めております。

一方、パイプラインのほうは、小城市が圃場整備を行っていることから、約1.2キロ、約80%を占めております。それで、単純に簡易水路とパイプラインの合計をしますと、大和町が約1.7キロ、小城市が約1.3キロとなって、ほぼ同じような延長となっております。この測量設計を行うことから、事業費はほぼ半々というふうに県のほうから説明を受けております。以上です。

○千綿委員長

ほかには。

○久米委員

農地・水に関してちょっとお伺いいたしますけれども、資料の1ページですね。今年度新たに23年度から向上活動支援交付金と予算づけになっておりますけれども、これは今までの農地・水の佐賀市の加入面積と同じ面積に対してこれを予算組みしているわけですかね。

○千綿委員長

今の組合数とかその中で幾ら、何件ぐらいの採択があっているのか。多分5分の1とか聞いておったですけど、そこら辺の件数も含めて。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

現在、向上活動支援交付金の申し込み件数ですけれども、72件となっております。以上です。

○千綿委員長

いやいや、全体が幾らでという話ばせんと、全体が今幾らもらっていて、採択になったのが72件なのか。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

全体申し込み数で124件っております。現在、採択要件に合う分が72件となっております。金額につきましては、そこに書いてあるとおり、共同支援について1ヘクタール当たり4,400円、向上支援についても1ヘクタール当たり4,400円同額となっております。

○久米委員

この、今、申請が124件とありました。これは今までしよったとが124件ですかね。

○田中農林水産部長

これまで平成19年から始まった5カ年の事業が、そのときの取り組みが124件ございます。今回、出てきたものが、これまで5年間の中で事業をしていたものの中からは、次の向上活動については手を挙げられないという中で、その中から72件今回申請があつておると

いうことをございます。

○久米委員

この72件は事業計画で採択受けて予算組みをしておるといことですね、今回挙げているのは。確認。

○農村環境課農業土木係長

今回の事業内容につきまして、従来の共同活動の5分の1の補助金で国のほうから来ております。それで、今、72地区からの要望というふうにお話をしましたけれども、要望金額においては1億円を超しております。今回補正の予算については、約7,000万円ということで、4割近くは事業採択ができないということですので、今後、佐賀県といろいろ事業採択の調整をしながら、向上活動の地域を決めていくことになると思います。以上です。

○久米委員

ちょっと議案ですので、あとの詳細についてはまた別の機会で。ちょっときょうは。

○千綿委員長

これは農地・水・環境保全向上対策はなくなるということですね、来年から。なくならない。それとも上乘せね。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

共同支援活動と向上支援活動はあくまでもセットということで、共同活動が23年度で事業が完了いたします。しかしながら、共同支援活動とさっき言いましたように、向上がセットなんで、共同については年末、もしくは来年度頭ぐらいに再度県のほうから延長の指示があるものと思っております。以上です。

○千綿委員長

わかりました。ほかに何かありませんか。

○福井章司委員

今、県と調整という話があったけど、これはじゃ72件を落とすという考えですか。今いわゆる要件にあったところの件数について。あるいは中身の部分で調整するということか。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

先ほど説明しましたように、要望額に対して少ない金額が来ているということで、再度県のほうを通じて国のほうに追加要望を現在行っている状況でございます。また、そのやり方については、詳しい指導があっておりませんので、再度県のほうに確認しながら、どういった処理をしていいのか、佐賀市だけの問題じゃございませんので、現在、調整を行っているところでございます。以上です。

○千綿委員長

ほかに何か。

○久米委員

そしたら、共同活動支援事業というのは今まで124件で、これはまた再度申請したら124

件はそのままいく予定なんですかね。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

23年度でとりあえず完了予定なので、その分についてはまだ県のほうから詳しい指示があっておりません。今後、県と共同活動と向上活動、両方見せた状況で協議、確認をしていきたいと思っております。以上です。

○千綿委員長

いいですか。ほかには何か。

○西村委員

今まで入ってなかったところはどうなんですかね。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

向上活動については、今まで共同活動を行ってきたところとなっております。ただ、共同活動が今回切れるに当たって、先のほうがまだ全然指導があっておりませんので、そこも含めて今後県を通じて国のほうに確認をとっていきたいと思えます。以上です。

○千綿委員長

ほかには。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、続きまして、繰り越し関係及び専決処分の報告について説明を求めたいと思えます。第5号報告と第12号報告かな。

◎第5号報告 平成22年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

◎第12号報告 専決処分の報告について 説明

○千綿委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんから御質問があれば、挙手をお願いしたいと思います。

○重松委員

まず、木造公共施設等の整備支援事業ですけれども、公民館の建設でございますけれども、1件キャンセルになったということで、あとは全体額で調整を行うということでございますけれども、ほかの申請先の補助金が上がるという形になると思えますけれども、最終的な申請先の別の補助金額はわかりますか。

○森林整備課林政係長

自治会公民館の補助金につきましては、全体額の補助額が、個別の補助額を上げるということはありません。もう今、交付決定している補助金額が上限だということで各自治会のほうにも説明しておりますので、あとちょっと考えられるのは、市の事業主体の分というようなことで考えられているところです。

○平原委員

さっきの重松委員の質問に関連をしますけれども、木造公共施設の整備支援事業ですね、

3つの自治会からですけれども、その3つの自治会と、あと1つキャンセルになったというところがどこなのか、それで、通常、こういったところはそこら辺の整理、調整が図られて申請が上がってくるものと我々は思うわけですよ。それが用地の決定を見なかったがためにこういった形になったんですけれども、その辺をもう少し詳しくお伝えをお願いしたいと思います。

○森林整備課林政係長

22年度の繰り越し事業で予定されておりました自治公民館につきましては、蓮池の古賀公民館、西与賀の相応上公民館、それと鍋島一丁目公民館、この3件でした。うち、鍋島一丁目の公民館が取り下げになったということです。

経緯につきましては、当初、追加要望の受け付けをしましたときに、昨年8月に自治会の臨時総会で補助採択を条件として承認をされております。その承認を受けて市のほうから県のほうへ追加要望という形で上げました。それで、昨年10月、4自治会分の追加要望をいたしました。そのうち、今回補正に上げています3自治会につきましては、不採択ということで通知が来ましたので、自治会のほうではそこで白紙になったということですね。また、昨年12月に県のほうから22年度の補正予算で不採択の3自治会につきましては追加採択いたしますよというような通知が来ましたので、再度自治会のほうにどうですかということで問い合わせいたしましたところ、ことしの1月に自治会のほうで臨時総会をしていただきまして、承認ということで、それを受けまして、県のほうに要望なり交付申請なりを行っていたところです。自治会のほうでは、その後、何回となく集会を持っていただきまして、事業の推進ということでしていただきましたが、ことしの5月29日に自治会の臨時総会を開かれまして、その建設予定地の周辺住民の反対によりまして、建設の同意が得られませんということで、承認を破棄ということで総会で議決されまして、今回の6月16日の自治会からの事業取り下げというふうになった経緯です。以上です。

○千綿委員長

よろしいですか。ほかには。

○福井章司委員

それで、残額の分を市の事業に充てると言われたけど、これどういう内容を考えているんですかね。金額はどうなっているわけ。

○森林整備課林政係長

この鍋島一丁目自治会の補助金につきましては、約950万円でした。県のほうとはずっと打ち合わせをしていく中では、23年度の当初予算で上げている自治会公民館につきまして、それを22年度の繰り越しで事業を実施しまして、それでその残額に相当する分を市の事業主体であります川副公民館のほうに追加助成ということが、補助対象となります面積等は当初予定しておりました面積よりか90平米ほどふえておりますので、金額的に上げられるんじゃないかということでまた打ち合わせしている段階で、まだ公式的に進めますと

いう補助金額が決まっているわけではありません。以上です。

○田中農林水産部長

今、担当係長のほうから、川副地区という話が出ましたけれども、これはまだ決定の話ではございません。あくまでも鍋島一丁目が補助金を使いませんという話をしたときに、1回県に戻して、県は預かったお金を佐賀県全体でまた再度審査をし直すということでございました。それを最終的にはまた佐賀市のほうで充当することが可能ですよという返事が先週来たところでございます。それで、あくまでも、今、充当先については今検討中でございます。担当から出た言葉が決定ということではございません。以上でございます。

○千綿委員長

よろしいですか。

○重松委員

この事業は23年度でもう終わりなんですか。そしたら、その後こういう県産木材の振興策ということで、何かここに出てくるんですかね。

○森林整備課林政係長

今のところ、具体的に事業は出てきておりません。以上です。

○千綿委員長

ほかには。

○山本委員

先ほど農林水産部の資料の中の2ですけれども、22年災の農林災の災害についての御説明を受けましたけれども、この数的から見てみますと、完了箇所数が非常に少ない。これは確かに御説明があったように、査定等々を含めて、事務の複雑化によってこれだけが完了したということでございますけれども、あと残り分が大半あります。例えば、農地についても施設についても、相当の箇所数でございます。それで、既に田んぼ、いわゆる水稲作付をされているところもあるし、今現在、それを工事は発注しているけれども、事業が実施できないという状況があるかと思えますけれども、例えば、発注はしているから、工期がそれぞれ明記されるだろうと思うんですけれども、いつごろの完了予定なのか、大体のところでもいいんですけれども。

○北部建設事務所副所長兼事業係長

大半が大体12月の前半を現在工期にしております。といたしますのが、今おっしゃったように、今、田んぼで工事入られない部分が大部分ですので、稲刈り後入って、工事を完了させるというのが大部分でございます。ちょっと大規模な部分になりますと、3月上旬を予定しているのが数カ所ございます。以上です。

○山本委員

そしたら、この分については、22年の農林災害についての補助事業についてはすべて23年度中には終わるということで考えとっていいでしょうか。

○北部建設事務所副所長兼事業係長

現在の状況で申しますと、建設業者の請負業者に聞きましても、23年度で終わりますという返事が来ておりますけれども、ことしの雨で昨年や一昨年のように大きな被害が出ますと、全体的におくれるという可能性もございますので、その辺がないように祈っているところでございます。

○山本委員

確認の意味ですけれども、21年災については、いわゆる入札の段階で不落になったということが何か所かありましたけれども、今回はそのことは不落はあっても、また再度入札段階で落ちたということで理解していいでしょうか。

○北部建設事務所副所長兼事業係長

22年災についても、不落は発生しておりますけれども、入札に参加してなかった業者にどうでしょうかという状況をお尋ねして、割と早い時期に随意契約という形での契約ができております。

○千綿委員長

ほかには。

○久米委員

この資料に、ほとんど契約が完了となっておりますけれども、やはり地元業者ですかね、確認ですけど。

○北部建設事務所副所長兼事業係長

富士、大和、三瀬の業者でほとんど受注していただいております。

○千綿委員長

いいですか。

○重松委員

農道整備事業ですね、1,000万円で、この南部地区の農道舗装ということで、延長が1,075メートルで完了しているということでございますけれども、これ22年度の当初予算で9,100万円ついてはございますけれども、これの総延長距離はわかりますか。当初予算。南部と北部と中心部、旧市内とか、大体わかりますか。

○千綿委員長

答弁できますか。

○農村環境課農業土木係長

至急、お調べをして、お答えします。ちょっと今ここに資料を持ってきておりませんので、調べてきます。

○千綿委員長

いいですか。ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、農林水産部の審査を終了したいと思います。職員の方は退室されて結構でございます。

休憩を入れるか入れないか、どうですか。今度、経済部の重要案件があるので、休憩を入れて気合いを入れてやってもいいのかなと思っているんですが、どうですか。

(発言する者あり)

そしたら、20分からでよかですか。20分まで休憩したいと思います。

◎午前11時11分～午前11時20分 休憩

○千綿委員長

それでは再開したいと思います。

初めに、4月の人事異動に伴い、課長級以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

なお、新任の方及び役職等変更があった方のみ御紹介をいただければ結構でございますので、よろしくをお願いします。

(経済部職員の紹介)

○千綿委員長

それでは、経済部に関する議案の審査に入ります。

まず、第47号議案及び第48号議案を一括して審査をします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第47号議案 佐賀市衛の湯の指定管理者の指定について 説明

◎第48号議案 佐賀市やまびこの湯の指定管理者の指定について 説明

○千綿委員長

説明が終わりましたので、この47号、48号について、御意見、御質問等があれば挙手をお願いしたいと思います。

○平原委員

まず、47号議案について若干質問をしたいと思います。

この資料の3という資料を見てもみますと、有限会社熊の川温泉ちどりの湯が建設した増築部分と。これによりますと、佐賀市が建設した既存の部分とこの有限会社が増築した部分、これは具体的にどこになりますかね。増築部分。

○坂井商業振興課長

有限会社のほうで増築をされたものが3カ所ございまして、1つは食堂とか休憩室、それとかサウナ室、それとか喫煙室、それとか入り口横のデッキとか、そういう部分を増築されておりまして、増築の合計面積といたしましては158.07平米でございます。

○平原委員

それで、そもそもこの施設の建設に当たっては第三セクターということで、湯の原地区が入られているというようなお話なんですけれども、そもそもの建築のときの第三セクターのその配分といいますか、その財源の内訳といいますか、その辺はどうなっているんで

すかね。

○坂井商業振興課長

資本の比率ということでよろしゅうございますか。50対50でございます。

○平原委員

これは合併の前の話になりますので、ここで答弁できるかどうかわかりませんが、50対50の第三セクターで建設をして、例えば、やまびこの湯については収益については基金で積み立てられてきたんですけれども、ここの衛の湯の部分についてはその収益については、どういう配分をなされてきたのかですね。例えば、この建設に当たっての湯の原地区の方の、例えば理事さん等に個別に配当された。過去のそういう経過があるのかどうか、お尋ねをしたいと思いますけど。

○坂井商業振興課長

建設に当たってはですね、市の分は市で建設をして、当時、町ですけども、建設をして、増築の部分は増築の部分で会社で建設をしている。ですから、さっき50対50と申し上げましたのは、あくまで会社の出資比率でございます。

それと、もう1つお尋ねだったものが、そこで昔、利益が出たときはどのように配分をされたかということでございますけれども、その時々決算で、予算も組んで決算ですね、その都度に役員報酬としてお支払いになられたというふうな収支結果の報告書があります。以上でございます。

○平原委員

それはきちんと規約はあるわけですね。

○坂井商業振興課長

そこは会社法の手続にのっとって適正に処理されているというふうに思っております。

○平原委員

それで今回指定管理者のほうに移行されて、代表取締役が変わるものの、有限会社ちどりの湯のほうになるわけですが、過去行われてきたそういう役員の方に収益の中の配当で戻るということはもうないわけですね。

○坂井商業振興課長

先ほど配当ということではなくて、もともと役員報酬ということで予算を組んで決算で認定をしたということでございますので、株主に株式として配当することではなくてですね、報酬としてお支払いをしたということでございます。配当という行為ではございません。

今後ともですね、配当という行為は物すごくもうかればですね、そこは会社でのいろいろの審議を経て可能性としてはあるかもわかりませんが、現況ではそういう配当がなされるということはありません。

○山本委員

今の平原委員に関連ですけれども、配当じゃなくて、役員報酬でそれぞれ収益した分については配分しているというふうにとられますけれども、役員報酬というのは、きちんところ、会社の決まりの中で、例えば、社長は幾らという役員報酬が規定が決まっていると思うんですけれども、ここはあくまでも営利を目的とする企業ですから、きちんところ規約の中に、社長が幾ら、理事が幾ら、だれが幾らというふうに明記されてあります。その収支関係で余剰金が残れば、これは別問題としてまた配当のほうにというふうな課長の説明ですけれども、そこら辺がまだきちんと私たちには伝わってこないんですけれども、そこら辺はどのように考えられておるのでしょうか。

○坂井商業振興課長

役員報酬につきましてはですね、その報酬の総額を株主総会で決めるというのが会社法の決まりでございます。配当につきましては、もし利益が出たら、それも株主に対して配当を行うかどうかというものを会社法の規定にのっとって行うかどうかというのを、会社のほうで判断すべきものであるというふうに思っております。

○山本委員

それぞれに会社の規定があると思うんですけれども、要は、例えば余剰金ができるときは、次の年度で繰り越して事業費関係に充てるとかというふうになれば別問題ですけれども、私が言っているのは、報酬関係で調整するというような説明であったもんですから、報酬というのは年間当初の予算の中できちっと決められておるから、年度当初また総会を開けば別ですけれども、そういうふうなやり方じゃなくて、やっぱりこれは市が絡んでますから、もうちょっと市民にわかりやすいようなその状況の形態をひとつやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○坂井商業振興課長

配当と報酬というのは全然別の話でございまして、報酬というのはあくまで予算に基づいて決めて、それで役員の方にお支払いすると。そのお支払いをする手続においては、会社法の規定にのっとって株主総会で議決を得るということでございます。で、それで決算のとき剰余金が出た場合はですね、それについては今までここで配当をお支払いされたということはないというふうに思っております。それで、もし配当が出ればですね、通常であれば、今まではこの会社においては、それは剰余金として積み立てて繰り越すという手続をとられております。今後ともそうしたいと思っております。

○久米委員

資本比率が50対50ですね。市が50%持っているという。佐賀市も株主ということでしょう。

○坂井商業振興課長

はい、そうでございます。

○久米委員

佐賀市の株主代表はだれがなっておりますか。

○坂井商業振興課長

法人として株式を保有しているわけですので、法人の代表は市長でございます。

○千綿委員長

要は役員にだれか市役所から入るとのおんねということさい。

○坂井商業振興課長

役員についてはですね、副市長が役員に就任をしております。取締役にも就任しております。それとあと監査役も副市長です。

○久米委員

そしたら役員ということで役員報酬ももらっておられますか。

○坂井商業振興課長

無報酬でございます。

○久米委員

株の配当はあっていますか。

○坂井商業振興課長

あってございません。

○山本委員

今関連ですけれども、今のところの役職の構成ですけれども、出資金は50対50ということで、今の役職を聞けば、副市長が1人、いわゆる役員として入っている。まあ理事か何かよくわかりませんが。それと幹事が1人入っているということですので、総体的に役員と幹事は何名なんですか。

○坂井商業振興課長

今期でまいりますと、取締役は5人で監査役は2名でございます。

○山本委員

取締役が5人で監査が2名、そのうち5人のうち1名が、副市長が5人の中に入っている。それから幹事の中で2人の中に副市長が1人入っているということでございますけれども、出資金が50対50ならば、この5人の中にもう1人ぐらい市から入れてもいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○坂井商業振興課長

地方公務員法の規定がございまして、営利企業への従事企業制限というものがございまして。一般職の者ですね、ここになかなか入れないということがございますから、物理的にですね、なれる人が決まってくると。

○山本委員

今課長はね、地方公務員法を言われましたけれども、これ営利企業に従事することはできません。それはわかっています。地公法でうたっております。しかしながらね、市長が

許可すればなれる。ちゃんと明記されております。だから、私が言いたいのは、もっと内容に詳しい経済部長ぐらいをもう1人入れたらどうかというようなことを僕は言いたいかからなんですよ、本来は。だから、今でいう、課長が言うところの、市長が認めれば、営利企業はできますから。法律が変わってない限りはできると思いますよ。いかがでしょうか。

○坂井商業振興課長

営利企業への従事制限許可のことについてはですね、人事当局ともいろいろ相談をいたしまして、恐らくですね、多分、かなり一般職でなるのが難しいんじゃないかなろうかというふうに思っております。ただ、そのことについては人事当局とお話をしたいと思っております。

それともう1つの山本議員の御趣旨でございますけれども、取締役が集まったときの話し合いも、別に副市長にすべてお任せするというわけではございませんで、当然そのときの会議は、部長なりあるいは私なり、あるいは係長なり、担当なりというのは必ず出席をして、いろいろ議論をしておりますもんですから、山本議員の御趣旨に沿うような形で、会社のほうでの運営についてはいろいろお話をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○池田経済部長

追加ですけれども、最終的には、株式の出資比率で決定権がございます。株主総会のほうに決定権ございますので、そちらのほうで1対1になっておりますので、両方がやっぱり歩み寄って、すべてのことを決めるというような形をとっておりますので、取締役の人数が少ないから不利な状況、条件になっているということは全然ございませんので、それは御理解いただきたいと思っております。

○山本議員

それでは、このですよ、結局はこの指定管理料としては、市からは払わない。いわゆる営利企業だから独立採算でやってくれということですかね。

○坂井商業振興課長

営利企業の従事制限許可と、それとあともう1つの指定管理料をお支払いするかどうかというのは全然別の話であるというふうに思いますし、今現況ですね、ここについても指定管理委託料というものをお支払いはしております。

○千綿委員長

大体ですね、この第三セクターの決算書は議員毎年来ていると思っております。報告義務がありますので、ですから、それをごらんいただければ大体どのくらいの利益が出ているとかそういうのはわかると思っておりますので。

何かほかに。

○西村委員

ここは黒字になっているようですけども、黒字の場合は法人税がかかりますよね。

○坂井商業振興課長

はい、かかります。

○西村委員

それであれば、市から補助を出したために、端的に言いますと、黒字になったと、それで税金がかかったというならば、補助額を減らしたほうがいいんじゃないかという気がするんですが、そういうふうに行っているところもあります。資源化センターなんかそうだと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○坂井商業振興課長

市からの補助金についてはですね、そこについては、補助金じゃなくて委託料でございましてですね、その部分については、営業外のほうで会計上分類をされますから、分類をされるということになっておりますので、恐らく税金の対象ということではなくて、それについて委託料をもらっていると。

○千綿委員長

検討したらどうかということやけん、検討するのかもしれないのかを含めて答弁されたらどうでしょうか。

○坂井商業振興課長

全般的に会社の経営状況を見ながら、そこは判断をしていきたいと思います。

○中本副委員長

先ほどの説明で25年の4月1日以降は所有の一元化を図りたいということで、佐賀市に一本化という話もありましたけど、そういうことで今回の指定の期間というのが、平成25年、1年半ぐらいですかね、されていると。その平成25年4月1日以降の考え方についてちょっとお示しをいただければと思います。

○坂井商業振興課長

今回、指定管理期間を1年7カ月ということでお願いしてございますけれども、その後のことについては、例えば、ここの施設も老朽化をかなりしているという状況もございます。土地が借地の上に建っているとかいろいろ問題ございまして、その今後の25年4月1日以降のことについては、今後どのような形態で行うのかということは、今後、議会にも御相談させていただきながら、考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○千綿委員長

いいですか。ほかには。

○重松委員

勉強会のときに安田建物さんのことをお聞きしましたが、やまびこの湯を、例えば直営でやるのか、グループ企業でやるのか、それとも取引先に委託するのかと質問したときに直営ということのお答えが返ってきましたけども、安田建物自体がまだつかんでいないんですけども、そのときの従業員とか資本金まで聞いたですかね、私。

それとですよ、例えばここの内容、官庁関係の取引先とかそういった状況までつかんで

ありますか。それともう1つは、審査委員が全員一致ということで1人200点満点で638点ということで、当初募集要綱、内容とか中身がちょっとよくわかんないんですけども、どういった中身になっていますか。そこら辺、2つだけ。

○坂井商業振興課長

まず従業員でございますけれども、資本金が3,000万円、従業員が364人ございまして、取引企業といたしましては、国立の九州医療センターとか福岡大学病院、あといろいろの例えば山鹿市の健康施設とかですね。あと筑後市、それとか福津市などの、例えば道の駅とか、温浴施設とかですね、いうところを、とかあと福岡県内の企業ですね、福岡市内の企業の管理業務などもされてはおります。

それとあと今回の募集の内容でございますけれども、今大規模改修を行っておりますですね、行った理由は施設の老朽化であるとか、あるいは近隣にたくさん温浴施設ができたということ、あと今現況がですね、いろいろな形態でそれぞれ管理を行っているということもありましたから、そうではなくてですね、以前、やまびこの湯ができたときはかなりたくさんの方がお越しくださいませ、非常に営業的にもよかったという状況でございます。

やはりやまびこの湯というのは北部観光の拠点でございますので、今回改修をして、経営の一本化を図って、より多くのお客様に来ていただくということで、ここにいかにお客様を呼ぶかということを中心にテーマとして今回募集をさせていただいております。募集についてはですね。ですから、この館を、一体的に管理運営をしていただいで集客をしていただくということ、あとそれと、もちろんその地場企業等配慮してくださいよと、地元雇用を配慮してくださいよというようなことを今回のメインの募集の内容といたしております。

○重松委員

地元雇用を配慮してくださいということで、これ議案質疑のときも質問あったと思えますけども、正式にですよ、十何名で言われたですかね、今、従業員さんが。

(「14名」と呼ぶ者あり)

その安田建物さんと再雇用の正式な協定書とか、そういったのはないですかね。

○坂井商業振興課長

まだ指定管理者として決定はしてございませんものですから、指定管理者ということが決まれば、そこら辺のことも踏まえて極力お願いをしてまいりたいと思います。基本協定かなんかは締結するというにはなります。

○山本委員

経済部の4の資料ですけれども、もう半分より上は条例で書いておりますから、ちゃんとわかりますので、これから下が1番問題だろうと思います。それで4番目の選定の経緯の中で、平成23年3月1日から25日まで募集要項等の配付期間と、このように書いていますけ

ども、募集要項のほかに「等」というのは何を配付されたのか。

○坂井商業振興課長

基本的には募集要項でございますけども、そのほかに様式集ですね。申請に当たっての様式集を1冊、それともう1つが仕様書。ここの建物にはこういうふうな備品があって、こういうふうな動かし方をしていますよという仕様書です。それをお配りしております。

○山本委員

この佐賀市の公の施設の指定管理者制度に関する事務処理の手引を見せてもらいましたが、かなり詳しく書いてあります。これはことしの5月にできているようですけども、以前もできておったかわかりませんが、改定分かわかりませんが、そこは定かではございませんけども、かなり詳しく書いてあります。

それで議会の議決というところですね、1番目に指定管理者の指定議案、これは議案いただいております。次にですね、市議会に対する指定議案説明資料の作成等と書いてあります。先ほど重松議員がおっしゃったように、非常にこの分については、収益を目的とする事業だろうとは思いますが、いまだかつて、課長は説明しましたけれども、これが平成8年にオープンしております。その後ずっと村が経営しながら、合併して17年10月1日から佐賀市というふうになっておりますけれども、その間全く市が手を入れず、そのまま放置しておったという語弊がありますが、村で経営しておったときには、説明しましたけれども、イベントなんかも開催して、それぞれ投資をして、そして来てくれるお客さんに還元しておったというような状況だったんですけども、その後、市になってから、全くそれが実施されていなかったというのも1つの集客力の低下につながったんだろうと思います。

そこで質問ですけども、この平成8年にやまびこの湯ができた当時に、商工会の組織の中にやまびこの湯の物品納入組合というのができておって、今現在も続いておりますけれども、その中で、それぞれ地元の業者というのですかね、三瀬村内の商工会を中心とした業者が、すべてではございませんけども、調達できる分については納入しているというような今の現状ですけども、そのことについては別に市が出している仕様書の中で定義はされておったのか、どうなっていたか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○坂井商業振興課長

館の運営に当たっては、さまざまな食材を仕入れるとか、あるいは清掃の委託とかしたりとか、あるいはお風呂ですから、シャンプーとかたわしとか、そういうものをかなりの量、取り引きする必要があると思いますから、そこについては地元業者について極力配慮をしてくださいという質問項目を1項目設けてはございましたけれども、今現況、こういうふうに仕組みがあったということについては明記してございませんでした。

○山本委員

納入組合がですね、今現在納入をされております。そのようなことで、非常に会社が福

岡市ということで、隣の町ですけれども、そこら辺の配慮は、結局は1番心配するのは、例えば例を申しますと、佐賀県の道路公社、これがトンネルの料金を地元のJAに委託をしとったんですよ。ところが、福岡のほうから入ってまいりまして、価格競争するもんですから、ぐっと下げたんですよ、福岡のほうが。安いほうにしか佐賀県も入れんもんですから。だから今度は地元のJAが抜けられたというような状況で、じゃあそこにおった職員さんはどうなったかとすればですね、いわゆるトンネルの委託料を下げたもんですから、おのずから職員の人件費を落とさないと採算ベースが合わないもんですから、そういう現象が起きているのは事実なんです。だから、そのようなことを、今現在、賃金を含めてですね、やっぱり今雇用されている職員さんたちは非常に不安がっておられる。だから、この際きちっと、その協定書の中にね、そこら辺を明確にしながら、もうちょっと市の対応をはっきりした形の中でやっていただかないと、そこに働く従業員の皆様は不安を募ってはいかんし、今の給料から下げるということについては、もってのほかですから、そこら辺を含めてやっぱり提案をなされておると思います。先ほど来、その6者から4者に選定して4者の提案書が来ていると思いますから、それをすべての審査委員が見てこれがいいだろうというふうに決めてありますから、そこら辺の中身の提案書を私たちにを見せていただくということではできませんか。

○坂井商業振興課長

今回ですね、指定管理の議案の説明の様式を執行部側で統一をしようということになって、各課ともこの様式に基づいて資料をつくっているというのが現状でございます。それと提案書でございますけれども、この安田建物管理だけの提案書だけでも約230ページほどございますもんですから、それをコピーするとなると大変な労力と経費がかかるというのが現状でございますもんですから、これをお願いしたいというふうに思います。

○山本委員

私たちがね、委員会でこれだけ議論しよるのに、たったペーパーのA4のたった4分の1ぐらいで、2分の1ぐらいで、これをどうですかといっても、私たちはわかりませんよ、現実。だから、どうぞ提案書は二百何ページありますけど、閲覧してくださいとか、そのようなことをやってもらわんと議論はされません、これでは。どうでしょうか。

○千綿委員長

皆さんにちょっとお諮りしたいんですが、審査のためにぜひ見たいということをお客様の了解というか、どがんですか。ただ、それがないと、この審査ができないということであれば、それは委員会としてそれは請求しなければいけないんですけども、ただ個人情報の部分とかを消さなきゃいけないんでしょう、基本的に。そういう作業は要るんでしょう。

○福井章司委員

これは経済企業だけで、例えば、こういういろんなプロポーザルについて、今のところ、落札されたところから出てきているといったような場合に、これは230ページのところもあ

る。物によっては10ページもあるだろう。物によっては500ページもあるだろうというようになったときに、その都度その都度それ見ないかとなりますと、これも前例としてもいかなものかなという点もあるんですよ。問題は執行部のほうが、そういうことを想定してどのように判断したかというのが1番重要なことなんで、その辺については、原本そのものを見るというのはかなりちょっと私としては現実的にはアブノーマルだろうと思いますので、これはぴらっと最後の1行で書いてあるけども、これはもうちょっと詳しいほうがいいのかなという思いはあるけどもですね。あるいはその間のいろんな、何者が提出をして、そして展開をしていったという背景の中でのその辺のポイント、これはもう文言で書かなければ、きちんとした説明しなくちゃいけないと思うけども、原本そのものを見てというのはかなり難しいと私は思います。

○山本委員

今、福井委員のほうから、全部を見るということじゃなくて、どんなのがどのように提案されていたのか。いわゆるここが1番いいんですから、例えば、普通の指定管理者と違って、今回の場合は特異性があると思うんです、私は。というのは、営利を目的としていますから。そして基本的には、このやまびこの湯の条例を見てみれば、いわゆるその設置の中に、地域住民の健康及び福祉の増進を図ると、このように一番初めに目的に書いてある。だから、そこら辺の兼ね合いの中で、いわゆる指定管理者にやるのが悪いとは言っておりません。しかし、そんなのもきちんと含めて、提案書の中に提示されておるかということ私は見たいんですよ。

だから、委員長にお願いですけども、これは平成17年の9月1日の拡大の資料ということで事務局から資料もらいましたけども、委員会、研究会からの情報提供の依頼ということで資料をいただきました。その中に、市議会の委員会及び研究会は、市政をチェックする事実的な機関と位置づけ、執行部の保有する情報については、できる限り提供すると、このように書いてあります。その中に(1)として、「請求は委員会、または研究会の構成する委員の総意とし、委員長が口頭または書面により行う。」と、このように1項目の中に上げてあります。あとずっと書いてありますけど、だからそこら辺が、私たちはチェックするという大げさなものじゃなくて、ほんとに趣旨に沿ったことを提案してきてあるかということを私たちは調査せにゃいかん。したがって、二百何ページをコピーしてくださいとは言っておりませんから。いや見せることは問題ありませんよということであれば、私たちが守秘義務は持ってますから、ちゃんと。議会にも法的に拘束されておりますから、そこら辺をひとつぜひとも見せていただきたいと思っておりますけども。

○千綿委員長

だからですね、そのこの拡大のところに書いてあるのは、委員会が多数で決めたことについては、決めたことについては私も当然ですけど、例えば、その方が委員会で、そがんな必要なかろうという話になれば、私はもちろん当然そうです。ですから、先ほど福井委員

が言われたように、今まであんまりそういう前例はないわけですね。で、実際、委員会の審査の中で、例えば山本委員が今先ほどから言われている、例えば従業員の問題とか、金額が下がるとか、そういうのは議論していったいいと思うんです。そこで言って、ちゃんと向こうの執行部の確約をとっておけば問題ないことでしょう、基本的に。そこを議論すればいいことであって、今回この議案というのは、この指定管理者をここにしますよということが、いいのか悪いのかを今うちの委員会にかかっているわけです。ですから、そこが基本的に原則ですから、その内容については、この委員会の中で執行部に質問をされて、執行部の答弁が公式の見解になるわけですから。それでいいと思うんですけど。

○山本委員

その趣旨はわかります。しかしねその提案書もね、やっぱりその中に私が、私も委員として言いますが、さっき言ったようにやまびこの湯条例に沿った提案書なのかということを見てみたいんです、現実には。だから議論は議論としますが、まずそこをちょっと見せていただきたいと、いわゆる皆さんの総意であれば。

○福井章司委員

ちょっと委員長、今そういうことは今までほとんどないと言われたけど、全くないんですよ。要するに入札の段階で提案書といったようなことを全議員が見るとか、委員会に諮ってやるとかというのは今までありません。ですから、そういう面では、そういうことなぜなかったかということ、1つは個人のいろんなことがあるとか、もろもろのことであるとか、見るといったって、それ見るのに物すごい時間もかかるし、当然そういうことを踏まえた上で、また見れない分も想定して、だから質問をしていくということで議案質疑もあったし、いろんなこともやってきているという前提で今この場に臨んで、さらに議論を進めるということですから。ですから、そういう面で皆さんは対応していただかんとうすね。恐らく何の案件でもそういうことになってくるだろうと思います。

○千綿委員長

だから、もしこれがですよ、こういう、例えば皆さんの合意を得て出したとしたときに、その資料来て、読み込まなきゃいかんわけですよ。それも莫大な時間が要るし、何でもそんなら委員会が言うたとは全部出さんばてなったら、例えば審査にかかわるもんば全部出さんばて、そりゃ大量な、莫大な数になってくる可能性もあるわけですよ。ですから、おっしゃることはわかるんですが、これを何でん、委員会がそれを通してですよ、その資料ば資料請求したときに、必要なものは当然必要だと、皆さんの判断でしていくわけですから、よかったらですよ、皆さんの可否をとらせてもらっていいですか。それが必要なかどうか。

○中本副委員長

事業者の提案した資料を出すということは、私たちの議会というのはいわゆる提案の中身の是非を判断するんじゃないと思うんですよ。あくまでも、その提案をもとにして、

いわゆる執行部はどういう判断をしたかと、その部分に対して、採決、判断をしていくと、査をするというのが基本だと思うので、今、委員長おっしゃったように、それをすべて、関連するものは全部出していけということになるとやっぱりきりがいいし、そういう部分では、執行部がどう判断したかというものに対して、その材料を提示することについては、どんどん求めていっていいと思うんですけども、事業者の提案した中身、そこまで踏み込むことはいかがかなというのが私の率直な感想ですけども。

○山本委員

考え方と思うんですけどもね。要は今まで、私たちが17年10月1日から指定管理者をすべて、それぞれの形の中で審査してやってきたんですけども、このようにやまびこの湯の指定管理、営利を目的とした、そして住民福祉を基本的な理念とした、これ住民福祉は載っておりますけども、こういうふうな指定管理者のあり方というのは、今回が初めてだと思います。私が17年10月1日から来て、ほかにこういうふうな営利をして、佐賀市がして、そしてそれを指定管理に持っていったというのはなかったらと思うんですよ。だから、この後はね、またいろいろ条例も改正せないかんとこが出てくると思うんですよ。今回はここに上がっておりませんが。料金の問題とかいろいろ出てくると思います。だから、そこら辺を含めて、やっぱり最終的には、例えばもう少し詳しく書いてもらえばいいですけども、たったこれの2分の1、A4の2分の1ぐらいでは私たちがわかるわけではないでしょうもん、現実に。だから、議論することは議論していきましょう。しかし、やっぱりこの問題についてはもうちょっと資料をね、皆さんの総意で、いや、それはみんな閲覧をしてよかよとなれば、それは当然提案書一つを、会社んとを見せてもらえばいいんですから。だから、そこら辺をですね、前にそんなことはなかったじゃなくて、どのような形の中でこれを議案を進めていくか、議論していくかということ、やっぱり我々は議員としてですね、住民の代表ですから、きちんとやっぱり、市民の皆さんから聞かれたときには、最低回答できるような知識を持つとかなんかもんですから、私があえてその請求をしよったわけなんですよ。そこは御理解願いたいと思います。

○千綿委員長

昼なんでちょっと休憩して。休憩の前に1点。

○平原委員

今、提案書を見るかどうか、閲覧できるかどうかという議論なんですけれども、お昼休み後でいいですので、今回プロポーザル方式でされて、募集要項等ということで配付をされていますが、募集要項についてはですよ、募集要項をペーパーでお昼から出してもらえませんか。それと、11者提出をされて次に6者になったと。その11者の内分け、例えば市内業者、市外業者、県内業者、県外業者、その辺の振り分け等もですね。

(「それは次の段階の話やろうもん。そいけん、現段階で終わるなら終わって、できれば今の山本委員のことについて、そうするのかわらないのかを決めたほうがよくないですか」

と呼ぶ者あり)

○千綿委員長

それだけ決めますか。ただ、問題は、多分、情報公開に基づくように黒く消しよったら、時間かかるでしょう。例えば、もし仮に提出するとなったら、どれくらいでできるんですか。

○坂井商業振興課長

そこは情報公開の条例と吟味をせんといかんもんですから、条例上の規定は2週間です。

○千綿委員長

そんなら、到底、間に合わんでしょ。

○坂井商業振興課長

2週間以内です。

○千綿委員長

だから、230ページを黒塗りにすることも含めて、作業がいるわけですよ。実際問題として。実施的にはこの審議、明日までのまとめの間というのは、なかなか難しいのかなという気がするんですけど。実際問題としては。

○福井章司議員

執行権というものがあるんで、もちろん、よく御存じのことというんだけど、そういうことを踏まえた上でこういうふうな想定として執行の中に出てきたことですから、それに対して我々が十分疑問があるといったような場合は、その執行するその結果について、問題点がある、今おっしゃたような市内業者云々のことも含めて、いろんなことになって展開することになるんだけど、それはまさにその執行の要になる問題かもしれないけど、提案の中身まで踏み込むということそのものはね、要するにそれは提案することある面自由なんで、そこまで踏み込んでそれをどう思うかという議論というのは、私は執行権の以前の問題になってくると思うから。そうすると、その資料について、ここで云々ということとは現実的に意味がないんじゃないかと思えますけど。

○平原委員

だから今福井委員がおっしゃられたように、委員長も先ほど言われたように二百数十ページを執行部側のほうで黒塗りやったりそういう作業が必要になると。それを踏まえて我々が審議をするという時間的な問題もありますので、非常に厳しいというふうに思います。

ですからさっき言いましたように、募集要項だとか、この内訳、そしてこの点数が420点とかありますけども、それについてもですね、どういう分野で審議をされたのか、どういう着目をされたのかと、そういう採点、そういったのは資料として提出していただくというふうには私は思うんですけどね。

○千綿委員長

ちなみにそれはつくれます。例えば11者のところが市内、市外という内訳とか。

○坂井商業振興課長

11者というのはですね、申請書を提出したのは11者でございまして6者でございまして。6者で2者は市内で、あとは市外です。県外です。6者申請書を提出いたしまして、4者が県外で2者が市内です。

○千綿委員長

ちなみに4者残ったところは。

○坂井商業振興課長

2、2です。2者が市内、2者が県外。

(発現する者あり)

○千綿委員長

例えば、持ち点の配分・・・。

○坂井商業振興課長

審査基準でよろしゅうございますか。

○千綿委員長

審査基準よね。それをペーパーで。そいぎ、230ページのやつはよかですかね。その資料だけ提出してもらえますか。

○山本委員

事務処理の手引きに指定管理の募集とあります。公募の実施、募集要項、仕様書、提出書、指定管理に支払うことのできる委託費の積算が定義されてありますので、その仕様書もお願いしたいと思います。

○千綿委員長

それでは、再開のときに先ほど言ったような資料をいただくということで大丈夫ですか。

○坂井商業振興課長

間に合うようにがんばります。

○千綿委員長

では、休憩したいと思います。再開は1時15分ということですのでよろしくお願いします。

◎午後0時12分～午後1時16分 休憩

○千綿委員長

それでは経済企業委員会を再開をしたいと思いますが、午前中に質問があった分について、農林水産部のほうから説明があるということなんで、どうぞ。

○農村環境課農業土木係長

それでは、午前中の農道の延長ということでございますので、延長を今から言います。

本庁分で3,180メートルです。あと南部建設事務所分で3,293メートルです。以上です。

○千綿委員長

よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それじゃ、それで結構でございます。

それでは、今、経済部のから5、6、7という資料をいただきました。何か説明かなんかありますか。皆さん、多分7が一番要望が多かったような感じがしますけれども、点数ですよね、これ4者の。何かありますか。

○坂井商業振興課長

今、資料を3つ提出させていただきましたけれども、経済部の資料5につきましては募集要項でございまして、これに関しては募集の目的でありますとか、応募の方法、あるいは応募の資格、選考の方法などを記載したものでございます。

それと、経済部6の仕様書でございますが、実際、やまびこの湯を運営する場合のどういうふうな仕様でやっていただくのか。例えば、やまびこの湯の開館時間はいつからいつまでですよ、休みはいつからいつまでですよと、料金は今の条例上の規定でこういうふうになっていますよと、あるいは維持管理の業務を行う場合はこういう業務がありますよとか、それとか、あとやはり北部観光の拠点ですので、佐賀市とかいろいろほかの団体と一緒にあって、地域活性化のための運営をしていただきますよと、あるいは利用者の苦情を逐次経営に反映してくださいよということを記載してございます。

それで、経済部の7番でございますけれども、審査の基準表でございます。大きく分けまして、3つのことについて審査の基準を設けておりまして、1番目がやまびこの湯の設置目的の確実な実施が見込まれることということが一つの大きな項目でございます。

2つ目としては、やまびこの湯の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること、これが大きく2つ目の審査の基準でございます。

3番目にして、やはりここの事業を行っていただくわけですから、きちんとした経営基盤というか、しっかりしておかなくちゃいけないということを聞いてございまして、それぞれ大項目に分類をいたしまして、2つなり5つなりの小項目を設けて配点をつけさせてい

ただいております。

全部で200点満点でございます。それをA、安田、B、Cの4者の評点表でございます。この安田建物はずっと上から来まして、最後の安定的な運営が可能となる経営的基盤というところだけは1番じゃありませんけど、ほかのすべての項目はすべてトップの成績でございます。結果としてこのような成績の配点となっております。以上でございます。

○千綿委員長

それでは、また質問を受けたいと思いますが、いかがですか。

○平原委員

まず昼休みにこういった資料を準備していただいて、審査の参考になるような資料を提出いただいたことについて、まず感謝申し上げたいと思います。その中で7番の中なんですけれども、結果として、このような数字が出ております。それで、審査をするときにA、B、C、それと安田建物管理ですね、審査をする前にこれは県内業者のどここの提案ですよというように相手先がわかった上で審査されているのか。相手がわからないままで審査をされて、結果、こういう数値が出たのか、その辺いかがなんですかね。

○坂井商業振興課長

審査するときは、事前に申請書は選定委員の方にお配りをして、読み込んでいただきまして、それで審査のときは、選定委員会ときはプレゼンテーションを行いますから、そこでプレゼンテーションを各事業所ごとに行っていただきまして、それで質疑という格好になります。ですから、どこの会社が今プレゼンテーションを行っているということは当然わかります。

○平原委員

もう1点ですけれども、この審査については1日間で審査をされたというふうに思いますけれども、提案をされている書類等については、先ほど言われたように200数十ページの文書にて提出されているわけですが、その点、200数十ページの提案がある会社もあれば、数十ページでおさまっている会社もあるとは思いますが、その辺を踏まえて、1日間で審査ができたというようなことで解釈してよろしいのでしょうか。その分、何時から何時までどれぐらいの時間が審査にかかったのかですね。

○坂井商業振興課長

事前に資料はお配りをしておいて、そこで読み込んでいただいて、その場でプレゼンテーションの後に質疑を行うと。通常の状態を行っております、時間は大体5時間ぐらいですかね、5時間ぐらいかかったというふうに記憶しています。

○千綿委員長

ほかには。

○重松委員

今、審査基準表を見ましたけども、1番心配なのは1番下ですね。申請者の財務状況は健

全かということで、これが60となっていますけど、この基準はもう少しウエートを置かんといかんじゃないかなと思いますけども。一律に200点満点でしょうけども。どうでしょうかね。

○坂井商業振興課長

ここに配点と書いてございまして、10点から30点まで3段階に記載をしております。その中で、財務内容については20点ということで、重きとしては普通の重きを置いてございます。確かに委員おっしゃられるように財務内容が健全でないと不安なところがございますもんですから、事前に、ここは信用調査機関などの情報も加味したところで、ここは配点をしておりまして、選定に当たりましては問題ないというふうに判断をしたところでございます。

○重松委員

ここは国際品質保証のISO、9001かな。あれの認定は受けていますかね、この会社は。

○坂井商業振興課長

はい、入れておられます。

○山本委員

今、仕様書をちょっと見せてもらっておりますけれども、8ページ、運営の内訳ということで収支が出ておりますけれども、収入が7,700万円に対し、支出のほうは8,800万円ですかね、出ておりますけれども、収入よりも支出のほうが大きいのということで、これは赤字経営に陥るような収支決算ですけれども、このことについてはどのようにお考えなのか。

○坂井商業振興課長

通常、指定管理者を公募いたしますときには、実際その収支がどの程度かかるのかということがわからないと、なかなか応募しづらいといふところございまして、今、今というか、指定管理者を公募する前はどのくらいの経費がかかっているかということを経費として出すのが通例でございます。ですから、ここにおいても平成21年度において佐賀市においての決算の内訳を記載してございます。

○山本委員

そのことはわかっておりますけれども、この収支の中に例示として21年度を出してありますけれども、この安田建物の収支が提示されていると思いますけれども、どのくらい提示されておるのか、数的に。収入と支出。

○坂井商業振興課長

3カ年分は提出をしていただいております。24、25、26ということで提出はさせていただいておりますけれども、収入的に言えば、初年度が約8,000万円の収入、支出については8,000万円の支出で、収支については若干黒が出るというのが初年度でございまして、2年目からはそれが順次拡大していくというふうな計画でございまして。

○山本委員

先ほど24、25、26を、収入と支出の内訳を提示されたということでございますけれども、25、26は若干上積みで上がっておるということですが、数的にどのようになっていますか。それと入湯してくれる利用者数の水準はどのようになっているのか。例えば、それも24、25、26ととったのか、あるいは5年間ぐらいとったのか、どのような推移に出てきたのか。

○坂井商業振興課長

先ほどの収入の推移でございますけれども、200万円ずつですね、24年度が8,000万円、25年度が8,200万円、26年度が8,400万円という感じで200万円ずつ収入が伸びるという予想でございます、利用者は大体17万人ぐらいと、17万人から5,000人ずつふえていくという3カ年の計画でございます。

○山本委員

結局は今のところ収支のバランスは200万円程度と。200万円の黒字と言っていいか、よくわかりませんが、収支とすれば200万円の黒字ということでしょうけれども、これが今は計画段階ですが、事実上、決算が出てくると思うんですけれども、そうすれば、恐らく200万円程度じゃないだろうと私は推定いたしますけれども、余剰金が出た場合については、市はどのように考えておられるのか。

○坂井商業振興課長

今後、指定管理者候補者の間と協議をするということにはなろうかと思っておりますけれども、考え方としては使用料を納めていただく。ただ使用料も、一定額を納めていただくということではなく、最低額を決めておいて、そこについてプラスについては歩合ですよ。売上げの何割かを使用料として納めていただくということで協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○山本委員

お話し合いを詰めていくということですが、それは協定書の中できちんと明文化していくのですか。

○坂井商業振興課長

協定も基本協定、実施協定、ほかの形の協定もあるかと思っておりますけれども、基本協定については、この基本的な館の運営についての基本的な5年間のスタンスというものを大体役所の統一用式で決めてございます。そこで述べるかどうかはこれから検討したいと思いますけれども、何らかの形で書面を交わしたいというふうに考えてございます。

○山本委員

それと、今現在、従業員が雇用されている分ですが、9月末日で、一応、6カ月間閉鎖をするんですけれども、その間の従業員の、市が雇っておりますから、その分についての処遇関係はどのように実施されますか。

○坂井商業振興課長

今回、指定管理者の応募に当たりましては、今の方についての雇用についてどう考えますかということをお聞きしております。その中で1番前向きだったのは、この安田建物管理株式会社でございます。今後、従業員さんのほうにいろいろ御意見も伺いながら決めていきたいと思っておりますけれども、もしその10月以降、半年間ございますけれども、当然そこである程度の準備行為というものが発生するかと思いますので、そこは従業員さんの御希望も伺いしながら、前向きに考えていきたいと思っております。

○千綿委員長

それは来年4月からでしょう、指定管理は。その前にそうするという。基本的に3月31日までは佐賀市の直営ということでしょう。工事はしてても。だから、佐賀市の方針がどうなのという話でしょう。4月1日からでしょう、来年の。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そいけん、安田さんがその前に雇用するという。

○坂井商業振興課長

4月1日からはそうしたい。

○千綿委員長

でしょう。質問の趣旨は、10月から工事期間に入るんだけど、従業員の処遇はどうなるんですかという話を聞かれているわけですよ。3月までの。

○池田経済部長

予算の段階で、一応、人件費はある程度確保しております。10月以降の人件費も確保しておりますので、従業員の方と、それぞれ考えてあると思うんですが、まだ従業員それぞれから、お聞き聞いてないんですが、継続雇用を求められるかどうか。もちろんその指定管理者がその先、雇用してくれるかという問題もいろいろありますので、そこら辺、調整を図って、うちのほうにある程度人件費を確保はしておりますので、トレーニングに使うのか、実際に今、やまびこの湯で、工事以外の部分でメンテナンスに必要な部分をやっているのか、実際に今、やまびこの湯で、工事以外の部分でメンテナンスに必要な部分をやっているのか、そういったことを10月以降のことについては決めていきたいと思っております。とりあえず人件費としては確保しておりますので、10月以降も継続雇用はできるようにはなっております。

○山本委員

その分はわかりました。

それでは24、25、26の収入支出ですかね、が来ておるといことですが、人数的に人件費がそれぞれこの項目の中で書いてあると思うんですから、その人件費が今の人件費と、人数体制ですが、それは減らしていくのか、あるいはふやしていくのか、いや現状維持でいくのか、そこら辺の状況は、これと照らし合わせてみて、どのようになっておりますか。

○坂井商業振興課長

まず人員でございますけれども、現在、3名の管理をされている男性の方、それとフロント回りですね、の11名の女性の方とおられますけれども、今度の提案の内容は全部で12名という提案を今のところ受けてございます。人件費につきましては、今の人件費よりも少し安くはなっております。

○山本委員

午前中にも、例を挙げて申しましたけれども、これは県のことですけれども、参考的に申し上げましたけれども、いわゆる委託費が県から入札だったものですから、あとは人件費に食い込まないとどうしようもないということで安くなったというんです。このやまびこの湯も、恐らく人件費がウェートを占めております。それで今の段階では3名プラス11名ですから、14名体制でやっているという状況ですけれども、今の説明では12名ということで会社から上がっているということですが、そうすれば、今の体制の中では採用の段階では2名ですかね、減となりますけれども、その中には技術的に例えばボイラー士とか、あるいは調理師の免許を持った人とか、いろいろ書いてありますけれども、そうすれば非常に厳しいような状況ですけれども、そこら辺は市が協定を結ぶものですから、調整ということでどのように考えられておるかお聞かせ願いたいと思います。

例えば、防火管理者の資格を持った人がいるとか、あるいは危険物の取り扱いの人がいるとか、それぞれの有資格者、いわゆる調理関係は調理関係の資格者となってくれば、おのずと12名の中に入ってくるということですかね。

○坂井商業振興課長

館の運営をしていくわけですから、当然、さまざまな資格が要ることとなります。ですから、その資格をそろえていただく人間を配置していただくということは、求められるし、それは絶対必要でございますので、それも募集要項の中にはそういうふうな記載もしてございます。

それと食については、今12名と申しましたのは、今現況で雇われている方は食の部分は全然別のことでやられていますから、今の現況と比較した受付関係ですね、受付とか、ボイラーとか、総合的な館の管理ですね、それに対して12名ということですから、そのほかにも食の部分の方というのは、そういうふうな資格を持った方を配置されるということでございます。

○千綿委員長

ほかに何か質問は。

○西村委員

一般質問でも、地元企業の採用というのが問題になったわけですが、それに対する配慮というのですかね、それはできるんですか、できなかったんですか。

○坂井商業振興課長

この指定管理者の候補者に対するという意味でよろしゅうございますか。ここに本来で

あれば、佐賀市の方が指定管理の候補になって、この場で御審議をいただくという形が、私どもとしてもそれはやっぱり望んではおったことでございますけれども、例えばこの館の設立の目的、例えばここに多くの方に来ていただいて、観光の拠点にしてもらって、お金を落としていただくというような目的とは全然違うような趣旨のことであつたりとか、あるいは提案された内容が非常に具体性に欠けるというか、果たしてこういうふうなお考えだけでも、果たしてこれでやっていけるのかなということであつたりとか、さまざまな物品の納入とか、人の雇用とか、そういう面での配慮が欠けておつたりとかということがございましたもんですから、今回の審査の結果、安田建物管理ということで御提案をさせていただいているという次第でございます。

○西村委員

そういうことで、みんな全国一律でこうやれば、やっぱり向こうのほうが技術とか、そういう面も上であるというようなことが一般質問でもあつていました。ですから、そのままやったんじゃ、もう負けが見えているじゃないかと、とれないじゃないかということで、今回もそういうふうな感じがいたしますけれども、今後取れなかったところに対して、どういふふうな善後策をされるおつもりか、お尋ねします。

○坂井商業振興課長

地元の会社にとっていただきたいというのは、私どもとしても、そういうふうな考えが基本でございますもんですから、できるだけ地元の業者さんがこういうふうな事業の受託者になれるように今後とも検討して、そういうふうな仕組みづくりに日々邁進をしていきたいと思っております。

○山本委員

募集要項の1ページですけれども、ここに設置の目的ということで書いてあります。これも午前中申し上げましたけれども、温泉を使用し、地域住民の健康及び福祉の増進を図るためと。憩いと交流の場としてやっていくし、また、観光あるいは産業の振興に寄与していくというふうに書いてありますけれども、私たちが提案書を見ておりませんので、概念的に全くこのことについてもつかめませんので、このことについてはどのように御提案なされておつたのか、お尋ねいたします。

○坂井商業振興課長

条例の設置目的というのが一番重要な項目のポイントの1つでございますけれども、この安田建物管理株式会社様におかれましては、とにかく地元を大事にしたいと。地元の、特に高齢者にも喜んでいただきたいというようなことを強く主張されておまして、4者の提案の中では1番地場企業との取引も重視したいと。あるいは地元の雇用に対しても一番前向きでありました。4者の中で1番でございました。

それとあと商工会関係にも入会をしたいと。あと観光の振興を図るということで、さまざまな団体にごあいさつに行かれたり、既に行かれておるところもあるし、今後行くとい

うようなことをたくさん書いてございまして、やはり地元を大事にしたいということは、社長が現場に、やまびこの湯に2回ほど、お越しになったようでございますけれども、そのときもそういうふうな地元に対して愛される施設にしたいということをおっしゃられておられました。以上でございます。

○千綿委員長

ほかには。

○川崎委員

戻りますけれども、申請提出の締め切りが6者提出された。そのことによって第一次審査によって、書面審査により4者に選定されたと。この2者がおりた理由ですね、書面に対する審査というのはどうされるのでしょうか。

○坂井商業振興課長

書面審査につきまして、いわゆる表面的な審査、要は応募資格、こちらから望んでいる提案どおりになっているかどうかという客観的な評価のみを行っております。今回の募集につきましては、通常、指定管理につきましては、委託料を市から払うというのが通例でございますけれども、そうではなくて、市にお金を納めていただくということを1つのキーポイントとしておりました。提案された2者につきましてはそうではなくて、指定管理委託料を毎年3,000万円程度欲しいという内容でございました。やまびこの湯を今、市が直営でやっておりますけれども、現実問題、3,000万円もまだそこまで赤字になっているというわけではございませんものですから、そこについては指定申請書の提出前にも、現場説明とか質疑応答とか、そういうふうなやりとりさせていただきましても、その時点でも、そういうことは再三にわたり申し上げておまして、指定申請書の提出時点においてもわかっておりますけれども、指定管理委託料として3,000万円程度欲しいということで提出をされたので、客観的な評価、具備をしてないということで、2次申請には進めなかったというふうなことにいたしました。

○川崎委員

この2者は県外、市内なんでしょうか。県外なんですかね。

○坂井商業振興課長

県外でございます。

○川崎委員

わかりました。

先ほど山本委員からも質問がありましたけれども、余剰金が出てきた場合に対して、使用料を納めるようにすると答弁ありましたけれども、この利益が出ない場合はどのようになるのでしょうか。

○坂井商業振興課長

例えば、非常に大きな災害があったりとか、突然、重油の値段が今よりかなりの数倍に

なるとか、そういう突発的なことを除いて、最低限の納付金額を決めておいて、それで事業運営をしていただくと。ですから、要は指定管理制度というのは民間での活力、民間での利益の出し方というところも、管理の中に導入して、より公の施設の効能を高めようというのがこの制度の趣旨でございますから、その制度の趣旨にのっとって頑張っていただけるものというふうに思っております。

○川崎委員

10月から工事に入っていきますけれども、工事費が相当かかっているんですけど、この工事費のほかに今後の持ち出しというのはないですか。

○坂井商業振興課長

この改修工事関係に関しましては、今のところ予算の範囲内でやろうというふうに考えてございます。

○川崎委員

確認とききます。もうないですね。今後検討してないですね。

○坂井商業振興課長

はい。

○千綿委員長

ほかには。

○重松委員

さっきも質問しましたけども、審査基準表のですね、やっぱり申請者の財務状況は健全かというところが、決してトップじゃないんですね。2番目。それも2者あるわけですよ。これの基準、資料、もとなる基準資料があると思うんですね。例えば、総会資料みたいに事業報告書とか、損益計算書、貸借対照表、これ見て判断されたんでしょう。どうでしょうか。審査される方は。

○坂井商業振興課長

経済部でいろいろ企業とのお仕事をする中で企業情報ですね、信用調査機関による企業情報を複数社から情報を見まして、それを、それも参考にしながら、この点数としたところでございます。

○重松委員

この応募要項の中にですよ、多分、企業の事業内容、決算内容、必ず提出しなきゃ審議にならないんじゃないでしょうか、情報だけでは。そこら辺とってないですか。

○坂井商業振興課長

とっております。

○重松委員

財務内容は決して健全かというのは、トップじゃなかじゃないですか。2位。それも2者あるわけですよ。これが1番気になるわけですよ、将来的に。

○池田経済部長

今ここに60点、80点、40点という点数をつけておりますけども、60点というのはこのやまびこの湯の経営をやるのに十分な財務内容であるということでの60点です。点数的にはですね。80点というのは確かに信用保証調査機関のやつでいくと、非常に、例えば金融機関なんかでは高いところとか、そういう評点なんかが高いところとかございますが、もうそういうところはやっぱり、どうしても上に高い点数をつけざるを得なかったんで80点というのがついておりますが、60点でこの経営が難しいという、そういうものではないということで60点という点数で十分クリアをできるということでの判断でございます。

40点のところはさすがに実際年間1億円からの仕事をお任せするには危ないなという判断をしますが、60点を超えていけば十分これは、この仕事に耐え得るということでの点数の採点でございますので、80点ないとこの運営がうまくいかないとかそういうことではなくて、やはり別の項目のほうが、やっぱり実際にあそこを上手に運営していただく上では必要だということで、全体として20点の配点をさせていただいているところですが、どうしても80点ないといけないというような、これは事業の内容ではございませんし、60点で危ういというような状況ではございません。

○重松委員

そこら辺は財務内容を見らんとわからんでしょうが、私たちは。損益計算書なり。見て初めてわかるものであってですよ。それ出されんですかね。

○坂井商業振興課長

財務内容については、その会社が公開しているかどうかということが一番大きな問題だと思いますから、今ここでお出しをしますということは、ちょっと軽々には言えないと思います。

○重松委員

そうしたら審議する段階で、私たち資料がないとですよ。実際60点、80点の格差40点、格差はどういうふうにして見たのか、判断されたのかですよ、ちょっと納得いかんところがあるですもんね。

○坂井商業振興課長

繰り返しになりますけれども、提出された財務内容ですね。それと第三者の信用調査機関の情報をもとにしてこの点数をつけさせていただいたということでございます。

○川崎委員

これはA、B、C、県外2者と市内2者となっているんですけど、これだけ教えてもらえんでしょうか。A、B、C、県外、市内どっちになるんですか。

○坂井商業振興課長

今回最終選考にかかったのが市内2者、県外2者ですので、A、B、Cのうち、2つは市内、1つが県外ということになります。

○川崎委員

だから、A、B、Cはどれが県外か、どれが市内かと。会社名はよかけん。

○坂井商業振興課長

Bが県外です。ですから、AとCが市内です。

○千綿委員長

よろしいですか。ほかには。

○山本委員

先ほどから収益金の問題が出ましたけれども、収益が出た場合については、それぞれもろもろ協議して定めていくということでございますけれども、当然今までやってきた指定管理者というのは、市から管理委託料を払ってお願いしますということで指定管理者を定めておったんですけど、今回の場合は、逆に収益が出たならば市がいただくよと、いわゆる使用料をいただくよということだろうと思うんですけども、その使用料をもらった場合については、益金が出て使用料を佐賀市が受けた場合については、やまびこ温泉の基金というのがあるんですけども、そこに積み立てるんですか。どうですか。

○坂井商業振興課長

ここの積み立ての方法までは、まだ検討はしてございませんけども、考え方としてですね、ここで得られた収入は、今後また老朽化もしていくでしょうし、そのときは財源が必要だというふうに考えてございますので、そのときの経費として使用できるようにという考えのもとでここの収益をとるというふうなことでしております。ですから、そういう目的で使いたいと考えております。基金に積み立てるかどうかは、まだ検討してございません。

○山本委員

本来ならば、合併以前のことでですけども、これ合併に引き続いてやっておりますから申し上げますけれども、当初からすれば、相当な利益が出ておったものですから、やまびこの湯の本館をつくって、別館をつくる。基金に積み立てておいてすぐつくったというような、3年後には既に別館をつくったという状況で、いわゆる財政の計画を立てながらやってきたんですけども、せっかくの基金制度がありますものですから、そのような中でひとつ今後も進めていただきたいと思います。

それと確認の意味ですけど、先ほど課長のほうでは地元の商工会にもかたりたい。そして地元貢献したいという熱意というのが、私もこの場でわかったんですけども、最終的には基本的には、合併前からやまびこの湯のいわゆる物品納入組合というのが今も存続しております。したがって、それは指定管理者になる人は安く物品を入れた方がいいと思えますけども、地元貢献をしてもらうというのが基本ですから、そこら辺は市がしっかりと指定管理者と協議を求めながら、地元業者の、いわゆる商工会を育成する意味で、物品納入の組合を通してできるものはですよ、できないものもあると思います。すべてとは申

しませんけども、今現在納めている分ぐらいは、納入組合がですね、商工会の下部機関としてやっているの、そのような中で実施するように市として指導していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○坂井商業振興課長

市内の事業者を使っただけということでは大切なことではございますので、それに向けて今後とも協議を続けてまいりたいと思っております。

○山本委員

言葉のとらえ方ですけども、市内業者と地元業者というのは、とらえ方が違います。私が言っているのは、やまびこの湯の物品納入組合というのは以前からつくって、今も納めておられますから。市内業者といえば、佐賀市全体の業者のことですから、そこら辺をすみ分けをして、きちっとできるものはできる範囲内でひとつその納入組合を利用させていただきたいというのが、物品納入組合員のお声ですから、その配慮をお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○坂井商業振興課長

これまでの歴史というのもございますもんですから、そこら辺の考慮もお願いをしてみたいと思っています。

○千綿委員長

よろしいですか。ほかには。

○平原委員

時間もかなり超過しているようですので、簡潔に質問したいと思います。

今回、このやまびこの湯の指定管理者の業者が福岡の業者と。設計をされた業者も福岡ということで、これ参考までなんですけれども、設計をされた福岡の業者が設計をされた建物について、この安田建物が指定管理者に入ってやっているというほかの事例というのは、把握されていますか。

○坂井商業振興課長

いや、存じておりません。

○平原委員

それともう1点、地元業者ではないのですけれども、県外の業者だから、地元業者とは我々言わないんですけども、指定管理者が県外業者であるけれども、建物の中の例えばレストラン経営、これについては、今まで地元の業者さんが入ってされたんですが、そのやり方、つまりは指定管理は福岡の業者ですけれども、レストラン経営については地元の業者によって運営をされていくという考えがこの指定管理者側のほうにあるのかどうか。その点聞かれましたか。

○坂井商業振興課長

今現況が、食堂、物販はちょっと今休止していますけども、それとあとお湯と、あと整

体と、4つの機能があって、4つそれぞれの経営の方針でやっているというのが今の現状でございまして、今回、この指定管理者をするに当たってやっぱり経営の一元化というのが1番、この館の魅力を向上させるためには一番必要なことだろうというふうに考えております。ここをですよ、この食の部分はどうされるかというふうなことについては、これからお話をしていくことであろうかと思えますけど、考え方としては1人の経営者のもとでこの館の運用をして、ここの館の効用を高めてですね、多くの方に来ていただくということを目的として、業務運営をお願いしていきたいと思っています。

○平原委員

となると、例えば、福岡の業者さんがそこのレストランに入られて経営をしていくというもののほうが考えられるわけですね。そういったことで進められていくという解釈でいいんですか。

○坂井商業振興課長

そういうことも選択肢としてはあろうかと思えます。

○平原委員

これは要望としてなんですけどね。指定管理者制度に移行してそういったことであるけれども、やはり我々とすれば地元業者の育成という観点からすると、やはり中に携わる雇用の問題、そして今回のケースについては、食堂、レストランの経営、中に入られる方も、できるだけ地元の業者の育成という観点でそういったところから入っていければ望ましいのでないかなというふうに思います。

それと、もう1点確認ですけれども、今回、指定管理者制度の契約は5年間ではありますが、当初8,000万円から8,200万円、8,400万円、200万円ずつ上がっていくんだという計画はされていますが、これが全く予想を反してできなかつたとした場合に、5年間の契約期間でありますけれども、今回、審査委員会を設けて、審査を通過されてこの業者に決まったんですが、ここがどうなのかというのはこの5年間のうち、そういう期間を設けてあるのかですね。例えば、審議会等があって、やはり契約したものの、ここはふさわしくないとかのそういう議論の場ができる余地があるのかどうか。その辺どうですか。

○坂井商業振興課長

指定管理者制度が平成14年、15年ぐらいから発足いたしまして、指定管理者の評価と、チェックということが非常に最近重要になってきているなというふうに感じてございます。ですから、この評価についても、第三者委員会をつくって評価をしてもらうというふうな御提案もございますもんですから、そこの評価とチェックと、それとあと住民の意見と利用者の意見ということは私どももしっかり把握をして、いけないところはいけない、いいところはいいということで一緒になってここを盛り上げていきたいと思っています。

○平原委員

その部分はしっかりやっていただきたいと思えます。以上です。

○山本委員

1点だけですけども、今の経営状態を含めてみますと、他の温泉施設ではやっていないこともやっておられます。というのは、今市がやっているのは、会議室とか、休憩室、あるいは大会議室とか、いろいろこうあります。休憩所がありますけども、食品の持ち込みが今可能なんです。それぞれお客さんから好評をいただいておりますけども、よその施設では持ち込みが禁止なんです。そこら辺はいわゆる仕様書を今もらったものから、中見てみたらわかると思うんですけど、そこら辺はどのようになっていますか。

○坂井商業振興課長

県内にもいろいろな温浴施設ございまして、持ち込みが基本的にだめなところが多いかなというふうに思っております。やまびこの湯の場合は、今現在持ち込みOKでございましてですけども、今段階としてはですね、持ち込んでも、現状のままいきたいというふうな御意向ではございますけれども、そこはこれからちょっと協議していくべきことかなというふうに思っております。

○重松委員

確認ですけども、この募集要項の中にはですよ、指定管理者を受けるためのそういった申請書類の提出とかないですけども、やっぱり財務状況を把握する場合も、やはり事業報告書とか、損益計算書とか貸借対照表は必要だと思うんです。だから、この指定業者に申請をされた企業、すべてどういった形でもらっていますかね、資料関係は。

○坂井商業振興課長

7ページの申請書類の一番下段のところ(4)のところ、これ、またはこれに準ずる書類を出してくださいという記載をしております。

○福井章司委員

先ほどの人件費のことで12名の方たちということで、課長たしか若干安くなるという表現をされましたよね。人件費について。これはどういう意味なのかなということと。現状よりも若干安くなるという表現ですよ。

○坂井商業振興課長

人件費は総額として、やはり2名分ぐらい少なくなっているということと、それと今の現況のお勤めの方、はっきり申し上げてかなり開きがあります。ですから、たくさんもらっている方は、やはり幾らか安くなるかなというふうに思います。あとの安い方についてはですね、現行程度のものは給料としてはあるというふうに思っています。

○福井章司委員

ちょっと不用意な発言というわけじゃないんでしょうけども、やはり雇用はそのまま維持していこう、しかし、総額を圧縮するという発想は、特に人件費については確かに14が12になるから、その分はあるかもしれんけども、やはり一定の雇用ということの条件は満たしてあげないと、ほかに流れてしまうということもありますのでね、その辺はぜひ注意

をしていただきたい。

○坂井商業振興課長

しっかり話をしていきたいと思います。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、それでは続きまして39号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第1号) 説明

○千綿委員長

第39号議案について今説明いただきましたが、何か御意見、御質問等があれば、挙手をお願いしたいと思います。

○重松委員

ちょっと分けたがいいんじゃないですか、委員長。例えば、移転整備事業以外の分でちょっと質問ばとってですよ。

○千綿委員長

はい、わかりました。それ以外の分ということですね。

○重松委員

以外の方でちょっといきましようか。そのほうがいいのかもわからんですね。

東日本の震災の保証協会の保証料ですけども、これは、運転資金の借りかえは大丈夫なんですか。

○坂井商業振興課長

制度として別の制度設計ですから、借りかえはいいというふうなことになっています。

○重松委員

そこで1番問題になってくるのが、市の振興資金ですね、小口資金。あるでしょう。例えば、1,250万円借りていて、250万円返済していたと。残りが1,000万円残っとるじゃないですか、残高ね。この上乗せしてですよ、今度2,000万円必要なんだと。この災害の対策のあれで。合わせると3,000万円になるじゃないですか。その場合は保証協会の保証料、これはどがんなるですか。すべて持つんですかね。それとも一遍小口の申し入れしたときに市のほうが負担してやっとなるでしょうが。また上乗せになるじゃないですか。意味わかるんですかね。小口のとき払って、また今度この震災関係の資金でも払うと。

○坂井商業振興課長

その場合、小口のほうの保証料が市のほうに戻ってくると。毎年度末に精算をしておりますので、信用保証協会と保証料の精算を小口資金のやつはしていますので、その時点でまた戻ってきて、これはこれでまた別に払うということになります。

○千綿委員長

ほかには。ないですか。なかったら、購入費。用地購入含めてどうぞ。どなたか。

○川崎委員

予算に関してはまた後ほど聞いていきたいと思うんですけど、この全員協議会でもいろいろ説明があったんですけど、この総合的な計画はいつごろ計画されて、また商工関係のNHK、HIの土地を購入するに至っての経過を再度確認したいと思うんですけど。いつごろからどういうふうな計画で、どういう流れでどういうふうにしたのかという経過をですね、まずもって教えてもらいたいと思います。

○坂井商業振興課長

NHKの佐賀放送会館の移転と、それとあと佐賀商工会館の移転と、それとあと佐賀市役所の事務所機能の一部の移転というようなことが、それぞれ独立してもともとあったわけでございます。NHKについては佐賀城公園でいずれ移転をしなくてはいけないだろうと。商工会館についても、既に57年もたっておって、耐震補強が必要で1億円以上の補修費がかかるというようなこと。佐賀市役所においても、今耐震関係の基本設計をされておりますけれども、それとその中で必要面積が少なくとも1,000平米は足りないというような別個の事例がありました。一方では、中心市街地に公共的団体に移転をしていただくというようなことがありまして、別個の事情というのがそれぞれあってですね、そこを今回、1つの流れとしてそれぞれの事情をうまく組み合わせながら、今度1つの事業の形にしたということでございます。

○川崎委員

それでこれ審議ですので、正確に何年ごろからいつどきにNHKと話して、また商工会館のこの件に関して話して、またHIビルに対しての話し合いをしたと。どういうふうな形で、だれとどういうふうにいつごろ話したということのちょっと経過を知りたいわけですよ、流れを。

もう1点は、この商工会館の土地は県の土地ですか。県の土地だったら、県の議会関係も、知事あたりも全部御存じだろうと思うし、県との話し合いとか、その時期はいつどきしたのか。またNHKとの話はいつどきしたのか。HIビル関係ですか、いつどき話し合いをしたのか。所有者との話し合い、それを明確にちょっと出してくれんですか。ある程度でいいです。日にちは何月何日じゃなくて、年月日ぐらいは出されるでしょう。その流れが知りたいもんですからね。

○池田経済部長

今みたいなきちんとした形というわけではないんですが、最初にやっぱりNHKの移転、NHKにまちなかに来てほしいということで、NHKにまちなかに来てくださいという打診を行ったのは、2年ちょっと前の話です。それに商工会館の場所が最適であるというようなお返事をNHKのほうからいただいて、商工会館も入れて話を始めたのがその半年ぐ

らい後だったと思います。H I ビルを、その商工会館の移転地として候補に挙げたのもここ数カ月、年が明けてからじゃないかというふうに思っています。県が随分絡んでいますので、県のほうとしては、私どもといたしましては、県の商工課とそれからまちづくり推進課という担当課がございますので、担当セクションともう1年ぐらい前からお話しはさせていただいております。

NHKの関連で、まちづくり推進課には2年前にも話に入っていただいておりますが、その時点で今みたいな事業の流れにはなっておりませんでしたので、今みたいな事業の流れになっていくにつれて、県の担当部局と話を始めたのはおよそ1年ぐらい前だというふうに思います。

○川崎委員

それで、県の商工会と話をしてきたというんですけど、これ議会にはかけてないんですか。知事あたりも全然知らないんですか、このいきさつに関しては。どうでしょうか。

○坂井商業振興課長

県の執行部とは、この間、佐賀城公園にしても佐賀商工会館にしても、非常に密接にかかわり合いがあるわけですから、常に情報を共有しながら、一緒に協議をしてこの間進めてきたというのが現状でございます。当然そのことについては、知事まで御了解されているというふうに考えています。

○川崎委員

商工会館の組織的、まだ私もこの商工会館の中身がようわからんもんですから、だれと交渉しながら来たんですか。組織的な内部の構想をちょっと教えてもらいたいし、今まで交渉の相手、話し相手、それとH I ビル関係の、今まで元ダイエーやったでしょう。ダイエー跡地でしょう。その跡地への移転の土地の関係が、流れがどういうふうになっていたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○坂井商業振興課長

まず商工会館ですけれども、会館自体の建物は4者による区分所有でございます。区分所有者としては、財団法人佐賀商工会館、佐賀共栄銀行、佐賀県信用保証協会、県の4者でございます。大半が70%を財団法人佐賀商工会館というところが所有しておりますので、そこを窓口として、商工会館のビルの窓口として財団法人佐賀商工会館の専務理事を中心としてこれまでお話し合いをしてきているという状況でございます。

それと旧H I ビル、最初ですね、ダイエーが買ってビルを建てたわけでございますけど、その後ですね、別の方がですね、所有者が幾つか変わっております。今の所有者になられたのが1年半ぐらい前ですかね、が今の所有者になられている。ダイエーじゃありません。普通の民間の方です。

○川崎委員

この所有者の、このH I ビル、ダイエーからどういう流れ、そこを明確にしてもらいた

いわけですよ。個人所有に何点か変わったわけですか。今現在所有の方は、佐賀市内の方ですか。

○坂井商業振興課長

ダイエーが撤退するときに別の個人の方が買われてですね、その後、何人か所有者が変わられて、今お持ちの方は、福岡の法人の方がお持ちです。

○中本副委員長

私のほうから、まず公共施設のまちなかへの誘致、これが本当にこの中心市街地の活性化に期するかというところで、これは佐賀市の方針として4核構想の中に位置づけられておりますけれども、これは議案質疑の中でもいろいろあったと思いますけれども、公共施設を誘致しても、結局土曜、日曜、祝祭日、これは逆に全く人がいないまちになるんじゃないかと、こういうような指摘もされているわけですが、それに対してはどのように考えられますか。

○坂井商業振興課長

中心市街地がにぎわうためには、やはり人が集まらなきゃにぎわいは始まらないというふうにご考えてございまして、その発想で公共機関は一つの集客施設という位置づけで考えております。議員おっしゃられるとおりに、公共機関は確かに土日休みでございまして、土日対策というものが非常に重要な課題であるというふうには考えております。ただ、公共機関が来ることによって、やはりそこに人が集まるわけですから、お店も出てきて、そのお店を目指して今度また人がにぎわうというふうによく連鎖が行き渡るというふうにご考えておりますけれども、それとあわせてやはりまちに来て楽しいと、くつろげると、きれいであるというような環境づくりもあわせて必要になってくるというふうにご考えてございます。

ですから、公共機関ばかりじゃなく、公共機関の周りにお店ができると。まち自体をきれいにすると、そして人が集まるというような流れをつくっていかねばいけないというふうにご考えております。

○中本副委員長

そうした方向で、まずはハローワークを誘致したわけですよ。これも議案質疑の中では、そのハローワークを誘致したことによる効果ということに対して、これまで佐賀市が示されたというのは、通行量の話だけだと思うんですけども、例えば、このハローワークの誘致後、商店街等にいわゆる聞き取り調査等を行って、一定の客足の増ですとか、売り上げについても多少ふえたんだというようなことは言われておりますけど、きちっとした調査は行われてないですよ。そうした中で、平成19年のたしか8月ですか、今1日3,600人ぐらいまで落ち込んでいるという中で、今回のハローワークによって1日1,500人で、職員だけで120人というお話がありましたんで、これは非常にインパクトとしては強かったわけですよ。そのことが結局ハローワークを誘致した後も半年ぐらいたって、そうした

面できちっとそうした調査が行われてないということに対しては少し疑問が残るんですけども、その点はいかがですか。

○坂井商業振興課長

まちなかでいろいろ公共的施設を持ってくるときの調査というのも、今、聞き取り調査という段階でございますので、きちんと定点観測というか、こういう仕様を決めて、調査をより進化させていくということを取り組んでいかなければいけないと思っております。

○中本副委員長

具体的にその調査の時期とか、そういったことは今考えていらっしゃるわけですか。

○坂井商業振興課長

イベントのときはですね、そのイベントの終わった後というふうな聞き方をしております、今後のいわゆる本格的な調査というかですね、そういうものについてはもう7月からでもかかっていたいと思っております。

○中本副委員長

やっぱり具体的なそういう調査、ハローワークを誘致してもう半年たつ中で、こういうような結果が出ていますよというのが明確に示されれば、私たちもやっぱりいろんな議論の仕方も変わってくると思うんですけど、そういったものは今回の場合、まだ出されてないというのが1点ですね。

それと、いわゆる地元の商店街等で、一部前向きな声も聞きますけども、いわゆる自治会等を含めた、地元地域というんですかね、その全体では今回のこの誘致関係、公共施設を誘致することに対してどういう反応を示されているのか、ちょっと教えていただけますか。

○坂井商業振興課長

今回の土地が白山なものですから、白山の組合の方とは常日ごろから意見交換をしております、ありがたいというかですね、非常に楽しみにされているとか、そういうふうな非常に前向きな交換の意見をいただいているというところでございます。

○中本副委員長

もっとこれだけのものが出てくるということは、もっと地元の盛り上がりといいますか、そういうような声を私たちが聞くまでには至ってないと。一部のやっぱり商売につながってくるということに関しては当然、歓迎だとは思いますが、もっとすそ野が広いところでのそういう声をちょっとまだ聞かないというのが1点ですね。

それと、これは一般質問の中で出ておりましたけども、これまで佐賀市が中心市街地に投資してきた額というのが、エスプラッツ関連だけでも約111億円と。そのほかにハード、ソフト含めた直近10年間の部分で約17億円ぐらいですかね。合わせて127億円ぐらい、今までつぎ込んできていると。さらに今回また8億円というような数字が出ていますね。これに対しては、やはり何で中心市街地にそこまで投入するんだというような、市民の声と

いうのは現実あると思うんですよね。それに対してはどういうふうにきちんと説明がされますか。

○坂井商業振興課長

議会の一般質問の中でも、過去20年にわたって、先ほど議員おっしゃられた金額を投じてきたというのが事実としてあるわけでございまして、通行量にしても、昨年度は一時期の低落傾向から回復基調になったという兆しはございますけども、まだまだ旺時と比べてですね、まだ旺時の6分の1ぐらいの通行量でございますから、早くこれだけの税金を投入したという効果があらわれるように、関係者ととも頑張っていかなきゃいけないなというふうに思っております。

○中本副委員長

余りちょっと独占するとあれですけども、ここまですすね、やっぱり税金を投入するという中で、その効果、いわゆる費用対効果ということに対して、通行量しか示されていないじゃないですか。それもやっぱりいわゆる最低限といいますかね、ここまでは持っていきたいとか、1人6,000人ですかね、出されていますけども、ここまで税金を投入する費用対効果として、通行量だけで示すというのは、これは無理があるんじゃないかなと。もう少しきめ細かいところで目標設定をしていくと。ただ、居住人口の問題でありますとか、商業統計含めてですね、そこまですていかないと、通行量だけで効果が出ている、出ていないという判断というのは、少し僕は浅いんじゃないかと思っておりますけども、その点についてどういうふうに考えられますか。

○池田経済部長

今通行量だけで、通行量を中心にお答えをしているところですけども、中心市街地にやっぱり今どうしてもその中心市街地をつぶすわけにはいかないというのは、今人口が減少し始めた、もう確実に人口減少社会に来ているし、超高齢化の社会がもう到来してしまっている。そういったときにやっぱり、皆さんが、歩いて暮らせるまちというのがどっかに、佐賀市内に残らないといけない、そのためには、中心市街地をつぶすわけにはいかないということが基本にあって、今まで守るために、確かに過剰な投資と思われるような投資の仕方もある部分もあるかもしれませんが、大きな投資を行ってきたというのはあります。

以前、中心市街地の活性化基本計画をつくるときに、いろんな何というんですか、評価というんですか、何を評価項目にしようかと、中心市街地が活性化している評価というのは、もちろん人の歩いている歩行者通行量であったりとか、それから店がもうかっているとか、それから地価が上がっているか下がっているかどうかですね、そういったいろんな要素を取り上げようとしたんですが、当時数十年、昭和55年からずっと続けられてきた通行量調査というのがありましたので、今度も7月にまた商工会議所と佐賀商業高校が行いますので、それでまた新たな結果が出てくると思うんですけれども、そういったものがやっぱりにぎわいというのは、人が歩いて初めてにぎわいかなということがあったんで、

通行量を中心にしたところでは。

先ほど委員がおっしゃるように、ほかの要素もその評価の基準に、その評価の対象にはしていないといけないというふうには、投資をしているからには投資がどう回収されているかということについて、我々が評価をしていく必要はあるというふうには考えております。

○中本副委員長

今おっしゃった少子高齢化の中で、歩いて暮らせるまちづくり、いわゆるコンパクトシティという考え方。これは別にまちなかだけではないんですね。私は高木瀬ですけど、高木瀬の中でもやっぱり歩いて暮らせるまちづくりにしていかなきゃいけないと。そういう面では少し過剰じゃないかという声があるし、それに対してはきちっとした説明をしていくという責任があるということをちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

○福井章司委員

今、副委員長がおっしゃったようなこと、全くそのとおりだと思うし、我々が今回議案質疑の中でも、中心市街地、ハローワークの関係があって、どうなんだと言われたときに、何軒か回ってみました。そしたら売り上げが伸びているようです。これは全く説得も何もないんであって、今もちょっと7月に商工会議所と佐賀商業でということと言われるけど、佐賀市独自で調査すべきですよ。商店関係の調査にしてもね。何かのときはすぐコンサル使って、ぱっと予算使って何か立派な報告が出てきて、こういった1番説得が必要な事業のときにね、肝心のこのことによって中心市街地が非常に伸びてきていますよというふうな根拠づけが弱過ぎるという感じがする。この辺について、佐賀市独自の調査をする考え方というのはないんですか。

○坂井商業振興課長

やはりこれだけの投資をしているわけですから、その効果というかですよ、その影響というのをですね、例えば、通行量を1つの指標にしてございますけれども、そうじゃなくてですね、それプラスアルファでその影響を図るような調査、例えば、固定の売り上げがどうかとか、その固定の売り上げもその区域によってどのようなバランスがあるかと、影響の範囲がどこまで及んでいるかと。一方ではマイナスはないのかとかいうことも含めてですね、しっかり調査をしてまいりたいと思っています。

○福井章司委員

いやいや、頭の中ではそうでしょう。やるつもりですか。やるべきだと思うんで。やるとしたらどんなことを考えてやろうとされるのか。やっぱりこれだけの特に大きなものがかわってきますんでね。そうなると、根拠づけというのはどうしても数字的なものを示しながらやらんと、感覚的に物言われたって話にならないでしょう。

○池田経済部長

事前と事後の調査があって初めて評価ができると思いますので、今度大きな事業が動き

出しますので、やっぱりどうしても通行量というのは大きな要素だと思っておりますので、通行量調査についてももちろん長く続いているということで、7月末の通行量調査を前提とさせていただいておりますが、特に白山の今度投資するところはどんだけ大きな変化があったのかとか、その近隣の、特に近隣の地域にはどれだけの大きな影響があったのか、効果があったのかというのは、前と後できちっと評価をして皆さんにお示しできるようにしたいと思います。

○福井章司委員

あともう1点は、やはり先行してますよね。やはりこういう公共的なものを中心部に持っていくという、いわば取得、取得の方向でいっている。話も先にいっている。例えば、窓乃梅の件もそうですし、そういうものについても、市民の中からは、やはりどうなるんやろうねというふうなことは、やはり声として出てきているということになってくると、やっぱり先ほどもちょっと言われたけども、地域の声、自治会、こういう方たちに対する説明の機会をもっと頻繁にやらないと、なかなか共感を得られないのではないかなど。最終的に言うと、今回の事業は、あんまり言うとあれになるかもしれませんが、当然、商工会議所も移転、NHKも移転、そして、旧ダイエーですか、H I ビルのところもそうなってきた。自治会からすると相当な数になりますよね。NHKも抜いてしまうと、あの辺入れると、それこそ、校区的にも複数の校区が関与してくるような話になってくる。全体像がそんだけぐらっと変わってくるということになってくると、それなりの説明をきちんとする場を持ってやらないといけないのかなという感じは持ちます。そういう点ではもちろん、きょうこの議会の審議ですから、これ自体のことについての中身はそうだけでも、一方においてそういう努力をしていかないと事業の外堀が埋まっていけないなという感じがしますので、その辺どうなんですかね。

○坂井商業振興課長

今回の場合、場所が3つございます。白山、松原それとあと城内と3つございますもんですから、それぞれの場所も含めてですね、校区の自治会などを通じましてしっかり地元の方々の方々に対しても御説明というのをしてまいりたいというふうに思います。

○平原委員

副委員長と福井委員との話の質問に少し関連をしますけれども、やはり今、市民からの目というのが、エスプラッツにも100億円以上もの財源を投入したと。投資対効果が見られないままに4核構想の中で進んでいると。実際この事業が、4核構想中心市街地の活性化の中の全体像の中の最終コーナーを回っている段階なのか、いやこれが今からの4核構想の入り口ですよというものなのかですね。我々はその窓乃梅の件にしても後で知ったり、部分、部分だけを審議をしてきたという部分があるんですけども、全体像というのが実際これからどうなるのだろうか、またこれから佐賀市がどれだけの財政負担を必要とするものなのかというのが予測がつかないわけなんです、その点はまず経済部として、こ

これは議案の関連だと思しますので、どのようなお考えなのかですね、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○池田経済部長

まずは今回、この後に研究会で御説明をさせていただくと思うんですが、4核構想の中で、中心市街地に公共的機関をどんどん誘致していきたいと、どんどんというか、ある程度誘致していきたいという中では、大きく行政がかかわってやる大きな事業としては最初の取り組みになると思います。そんなにたくさん我々が今動かせるだろうなと思っている公共的機関があるわけではございませんが、大きな第一歩であるというふうには考えております。

その次の段階、確かにぼこぼここと急に出てきたような感じがあるかもしれませんが、ある程度こういった公共機関をとというのは、いろんな場を通じて、NHKの話とかもうお話をさせていただいているとは思いますが、そのNHKとか商工会館も含めてなんですが、移転のことを一方でどこかに持っていかないといけないなと思っている状況と、それから実際にその用地が、その移転地が手に入るかどうかというのが、非常にバランス的に、ある時点で突然、この土地が何とかかなりそうだという話になって、我々が発表する段階では、非常に突然降ってわいたような話に見えるかなというところがあるので、実際私たちが今からその合同庁舎にしても、まちなかに持ってきたいというふうなお話も申し上げますので、そういったものの第一歩、大きな第一歩だというふうに思っただけならばと。誘致したものというのは、もちろんハローワークとかなんとかございますけれども、我々が直接的に大きく絡んでいく中では第一歩だというふうに考えていただければいいかと思えます。

○平原委員

第一歩だということでありますけども、我々4核構想なる構想というのは聞こえてくるんですけど、じゃあ実際どういった構想の、4核の中でどういう公共施設がどの部分に入っていて、実際経済部としてはどういう公共機関を誘致しようとしているのかちょっと見えてこないわけですね。ですから、その辺がどうなのか、それに対して投資がこれだけ要って、じゃあこういう効果があらわれますよというようなところが、市民から見れば一番関心のある部分。確かに投資はしたんですけど、効果というのはすぐあらわれませんよというのは、経済部としての言い分かもわかりませんが、やはりそこはしっかり、これだけの投資をしてこういう効果があらわれますよというようなことが、それは必要なんだろうなというふうに思います。

それと新商工ビルを新築するに当たり、市部局のある部署を移転するというような話がありますけれども、合併協議の中で、例えば旧支所のあり方、空き部屋の活用については、合併後、協議をするという話になっているけれども、17年の10月合併後ですね、もうその辺が全然見えないままに、今回企画からすると、狭いので、どこかの部署を動かしたいと。

どこですかって聞いたら、まだ決まっていません。建設までには決めたいと思いますというようなことを、それは本末転倒じゃないかなと。まずその議論がしっかりして、じゃあ、どこの部署を動かすというような、きちんとした議論の中で、じゃあ今回、この商工ビルの中に入れて、こういう効果を引き出すと。市民の利便性を図るというような話であればわかるんですけども、それが全然見えないままに、唐突に短絡過ぎるようなそのある部署を動かす。ただそれだけということであればですね。じゃあその予算についても、我々としては、審議、各それぞれ委員の判断ですけれども、どうやって審議をしようかなんて思っているところもあるんですね。

それと超高齢化社会の中で、例えば、新商工ビルの一室に部署を動かしたと。市民からすると、本庁がここにあって、できるだけ本庁に近いところにあつたほうが利便性はあるのではないかなというふうに思いますけど、その辺の議論がなされていない。とりあえず経済部のほうにこの質問をする筋合いのものではないんですけども、私はその関連として、企画調整部のほうからも、そういうような考え方もぜひ聞いてみたいというふうに思います。

それとこの構想の中で、今回は5億8,000万円の予算のあり方についての審議なんですけれども、今後この関連で市の持ち出しが、例えばその商工会館の取得とかNHKについてはないと思いますけど、その辺に関して、佐賀市が持ち出しをするということはないのですか。

○池田経済部長

まず唐突に出てきたように見える商工ビルの中に、佐賀市の施設が入るというお話ですけども、確かにどこがどれだけ入るかという細かい——細かいというか、議員に言わせると、多分、基本的なことだというふうに思うんですけども、そこにつきましては、まず基本的に今ちょうど耐震改修とかなんとかで、役所のビル全体をちょうど見直していたところでありましたので、その中でやっぱり、もちろん我々としては体感的に非常に狭いと感じていたんですが、今度数字として挙げて見たところ、基準からすると、その中の職員と建物の面積からすると約1,000平米不足しているということが明らかになったということですので、施設につきましては、先ほど高齢化が進んでおるのに高齢者があつち行ったりこっち行ったりせんといかんような、そういうような施設の配置の持って行き方というのはしないように、総合窓口を佐賀市はつくっているわけですから、1つのところに来たらすべてのことが済むように窓口もつくられておりますので、そういう考え方から、反するような施設の配置にはならないようにということで、例えば、水道と下水道が事業を一緒にやっているの、水道局に下水道部の一部が行っているというように、ああいうような形でですね、実際に中心市街地と関連の深いところがまちなかに行って、こちらのほうに大きな影響が出ないように、そういった高齢化社会に向けて、マイナスに作用するようなことがないようにということで、今後庁内での検討をさせていただきたいと思って

おります。まだ庁内の施設をいじる担当のセクションではございませんので、これからそういうセクションのほうと、我々と一緒になってそのビルを建設するに当たって考え方をまとめていきたいと思っています。

それから建物の今後5億8,000万円を今回上げておりますが、これ以上、全然要らないのかというお話ですが、建物につきましては、民間の手法を使って建築したいと思っておりますが、そこに、佐賀市としては、床を取得するという行為が必要になりますので、そこで、今回の全体の事業の中でも、取得費というのは発生することになります。面積とか建物の仕様がどうなるかわかりませんが、額的にはどれぐらいというのはなかなか申し上げにくいんですが、取得費が発生するのは発生いたします。

○平原委員

どういう部署がどこに動くかというのは、今後の議論としての位置づけであるかもわからないけれども、そもそも合併をした時点でどうするかという議論は始まるとして、既にもうじゃどうするんだというのはしかるべく企画調整部なりから、そういった方針を出されるべきだというふうに思うんですね。全協のときにも指摘されましたけれども、今後佐賀市の人口が減少していくと同時に、市の職員も減少していくというような見込みの中で、本当に今の本庁の広さで、手狭なのかと。よそに広いところと言いますか、部署を移してでもそういった手法しかとれないのかという議論も、恐らくあってないだろうと思うんですね。それなのに新商工ビルを建てるというところに、どっか基準から行くと1,000平米手狭なので、どこか動かしましょうという、そういう短絡的な発想による動かし方というのが非常に私としてはひっかかるわけですね。

ですから、そういったところもきちんと本庁のあり方とか、支所のあり方とかという議論を経た上で、こういう結論が出たということでそういうことであればいいんですけども、私ちょっと、その辺が引っかかっているところです。答弁要りません。

○重松委員

4核構想で公共機関を誘致するという一方で、全体的に人々が関与するような形をつくりたいということはわかりますけども、その受け皿、実際、商店街が非常に衰退しているわけなんですね。その中において、商店街の人たちが高齢で商売はもうこれ以上続けていけないとか、後継者もいないとか、生活に困っていないとか、いろんな事情があると思うんですね。受け皿がもう少ししっかりしてもらわんといかんし、そして買い物に来る購買行動、要するに若い人たち、またお年寄りの人たちも何で商店街に来ないのか。今までずっとしてきたかわからんけども、全体像をある程度見ないと、4核構想も成り立つかんと思うんですね。ただ公共機関だけ連れてきて、そして全体的な人々が回遊するような形を持ってくるといっても、もともとの土台が商店街の衰退につながっているんですよ。それはちょっと、特に公共施設というのは副委員長言われたように、土日がもうほとんど人が来ない状態の中において、だから、その受け皿づくり、もう少し全体像が見える

ような形で、その中で4核構想を練っていくというような形を持っていかんと、何かこう一方的に進んでしまって、結局、商店街が魅力ないと。また人がだんだん離れていくという形になったら意味がないものですからね。部長、そこら辺の考えは。

○池田経済部長

かみ合わない議論になるかもしれませんが、我々は行政としてできること、1番できることというのは、公共施設というのを町なかに持ってくるのだと思っています。その公共施設というのは、もちろん働く人もいるし、どうしても来ないと用事が済まない部分なんで、皆さんにとっても町なかにあったほうが便利な部分もあるし、多くの方に来ていただけるような施設だと思います。そういう公共施設を持ってくるというのが、例えば持ってきたから、すぐまちががらっと変わるというのは非常に考えにくい、難しいところだと思います。ハローワークができたのが、昨年11月なんですけども、ちらほらとハローワークをうまく利用したいというお店のお話を聞くようになってきました。ユマニテという、今テナントリーシングとかをさせているところに情報が随分入ってくるようになりましたので、そういう意味で、公共施設というのは長くいてくれるというのは物すごく、非常にいいことであるんです。民間の施設というのは売り上げ、売れないと、人が来ないとぽっと出ていってしまうんですが、公共施設はそこにきちんといますので、その公共施設がきちんとそこで機能を果たしてくれて、それにやっぱり、民間が我々の場合には民間とのパイプ役を果たしてくれるのがユマニテさがでございますので、ユマニテさがをうまく使ってですね、そういうもちろん商業施設もそうでしょうし、サービスの施設もそうでしょうし、そういったものをこんなビルができるんですよ、皆さん、うまくここに来る人たちを使っていきましょうと、そういう繰り返しをやっていくことが、まちをある程度、以前の昭和60年のような物すごい状態には今後人口も減ってきています、高齢化も進んでいるので、難しいとは思いますが、やっぱり、ある程度、中心市街地が自立していけるような状況には、何とかして持っていきたいと思っています。

それを果たすのは私たちとしては公共施設を町なかに持ってくることで、それをうまく利用する民間をユマニテさがに——だけということじゃないんですけど、民間の方々と一緒になってそういう施設を持ってくるということをやっていききたいというふうに考えています。この繰り返しがまちを活性化する唯一の方法ではないかというふうに思います。

○重松委員

福井委員も言われましたけども、交通量調査だけでは弱いと思うんですね。だから、ここに来る老人の方、若い人たち、また商店街の店主の方たち、そういったアンケートをとって、こういった公共施設を持ってきますと、こういった対策をしますかと、こういった形で利用して、魅力ある店づくりをしますかとそこら辺まではとっとった方がいいんじゃないでしょうか。

○池田経済部長

確かにおっしゃるとおりでございますので、アンケート、この間、ハローワークの影響調査を行いましたけども、もっと広く御利用いただいている皆さん方とか、そんな方も含めて、今後、我々がまちづくりをやっていく上に役に立ついろんな情報を、アンケート調査とか、ヒアリング調査とかやって集めて、皆さんに御紹介できるものをなるべく御紹介していきたいというふうに思っております。

○中本副委員長

ちょっと具体的に聞いていきたいと思うんですけれども、いわゆる新商工ビルですね。こちらを建設された場合に家賃設定なんかはどのようなふうに、今の現在の商工ビルと比べてどのような位置づけになるか、まず示していただきます。

○坂井商業振興課長

今後、ビルの規模とか仕様とかを検討していくことになりますけれども、今の現行の家賃というものがございますので、それから著しく高くないよう、考え方としては現行程度にできるよう努めてまいりたいと思っております。

○中本副委員長

常識的に見て、今と同じ、もしくは安くない限り、入居者の方も来ないと思うんですよね。そのことをまず1点指摘をしておきたいと思います。

今、商工ビルに入っている事業所、20数社とおっしゃっていましたが、そのうち何社ぐらい、今、移転の意向を示されているか、それはわかりますか。

○坂井商業振興課長

窓口の財団法人の事務局を通じて、今まで意向打診を内々にしてはいただいておりますけれども、「確実にここここが来ます」というふうな数字を持っているというわけではございませんで、今後、そのことについては協議をして決定してまいりたいと思っております。それとあわせて、ある程度団体が確定した段階で、ビルの規模というのも決めてまいりたいと思っております。

○中本副委員長

何者かは示さないけども、大体何割ぐらいというところぐらいは示されませんか。

○池田経済部長

今、まだ議会で、建物をつくる場所の用地のお話をしているところでございますので、私たちのほうから直接、テナントとか、それから区分所有者の方にお話を申し上げている段階ではございません。財団法人の商工会館を窓口でそういうお話をいただいている段階ですので、きちんとしたお答えをいただいているわけではありませんし、先ほど副委員長のほうも申されたように、家賃がきちっとしないと、自分の意思が表明できないというようなところがございまして、なるべく早く私たちが建物の仕様とかを決めて、家賃でお話ができるような形に持っていきたいというふうには思っています。

○中本副委員長

それでは、これ議案質疑でも出ていましたけども、駐車場の問題ですね。当然、どのぐらいの規模になるかによってもちょっと変わってきます。今の大体の説明を聞く中では南側の部分を駐車場といいますか、ひまわり駐車場の部分と国有地の部分と、合わせたら400坪ぐらいかな、400坪ぐらいあるような感じです。大体、この部分が駐車場ということで今想定されているのか。もしそれであった場合にどのぐらい、駐車台数として確保できる見通しなのかちょっと教えてもらえますか。

○坂井商業振興課長

南側の部分だけで申し上げますと、副委員長おっしゃられましたように1,378平米でございまして、この程度で大体50台程度かなというふうに考えております。それとあと、北側の土地についても、例えば、ビルの建て方であるとか、構造であるとか、そういうものを加味しながら、駐車台数の確保には努めてまいりたいと思っております。

○中本副委員長

今の商工ビルの駐車台数は大体何台ぐらいでしたっけ。

○坂井商業振興課長

今の商工会館がですね、南のほうですね、南のほうの来街者だけで、大体30台ぐらいとまるのかなと思っております。

○中本副委員長

特にああいふ公共施設ということで、ビルを建てられるのであれば、来庁者含めまして、かなりの台数がやっぱり必要になってくると思うんですよ。それで、今30台弱ぐらいというお話ですけども、実際にいろいろ話を聞きますと、県庁に車を止められて、そのまま商工ビルに来られる方、これも非常に多いというような話も聞いております。ですから、そういう県庁に近いというメリットが今の場所にあるんですけど、今回ちょっと離れるという部分については、駐車場というのは大きな問題になってくると思うんですよね。いろいろ話をさせていただくと、建物を今から、駐車場とか、そういった分もその規模によって変わってくると。具体的な何といいますか、事業計画とまでは言いませんけど、どういう建物を建てて、どういうところが入ってきて、それにどういうことが必要だというような、その概要まで何にもわからない中で、まず土地だけ押さえておきたいというような議案の上程の仕方になっているのかなというふうに思いますけども、その前提としてあるのは3者合意ということだと思ってしまうんですけども、3者合意については大体いつぐらいまでにめどがつくんですか。

○坂井商業振興課長

4者合意と考えておりますけれども、来月7月には締結をしたいというふうには考えております。そのように相手方にもお話をしているという状況でございます。

○中本副委員長

そういう面から見ると、4者の基本合意といったものがまずあって、その上で概要とし

てどのようなビルを建てると、そういうような基本的な構想があつて、それに基づいて、土地の取得を目指したいというような出し方が本来じゃないのかなというように私は思うんですけども、その点はどう認識されますか。

○池田経済部長

用地云々、もちろんどっちが先かというのはいろいろあると思うんですけども、やはりその用地が取得できるかどうかというのは先方の都合とか、今後の動向とかというものがありませんから、今回、国有地も含めてなんですけど、国有地は今回取得しないと間に合わないというような状況にあります。民間売却にいつてしまう状況にありますので。国有地と先方さん、今土地をお持ちの方、民間の方の御同意とかなんとかというのがタイミングよくとれそうな状況に来ましたので、少し先ほど副委員長が言われた順序というのも確かにそうかとは思いますが、我々もきちんとした土地について、担保を持った上で、先方と話ができるかということも大事なことです。今回は土地のほうを先をお願いしているところでございます。

○中本副委員長

基本合意の中でも、特に大事なのは県との関係だと思えますね。今回、6月3日に全協で説明を受けたんですけども、その日の朝に新聞に出たと。その上で全協に諮られて、その後、聞くところによると、市長みずから県に行かれて、議会関係者にも説明があったと。そうした中で、その全体費用の中で約80億円ですかね。この中で、約43億円がNHKの移転という話が全協の中でも示していただきましたけども、県議の質問に対して、県の担当者は43億円という試算は聞いてないと、こういう話も出てきたというふうに聞いております。そういう面からすると、県と市のその辺の役割分担というか、責任分担というか、その辺がどういうふうになっているかというのはまず示していただけますか。

○池田経済部長

基本的には、県のセクション担当者与我们とはほとんど一心同体で動いてきたつもりではいました。このNHKの建築費の43億円というのも、担当者の方によってはきちんと御存じだった方もいらっしゃると思うんですが、委員がお聞きになった方が、もしかして初耳であったのかもしれないと思うんですが、ちょっと意思の疎通の部分もあったと思うんですが、NHKのほうからはもう公開していいというふうな情報として私たちももらっていたものであるし、県との間で、意思の疎通は常に図っている状況であります。

○中本副委員長

県と市の今回の玉突き移転と言いますか、全体の構想を進める上での役割分担についてはどういうふうな位置づけになっていますかね。基本的には佐賀市は今全部、商工会館及びNHKとの窓口になって、ずっと話をされている。県の姿が説明の中では見えないんですよ。ただ、今話を聞くと、一緒にやっているんだということなんですけども。

○池田経済部長

当初、やっぱり佐賀市のほうがNHKに、町なかに移転してきていただけませんかというかという、それがやっぱり1番最初のスタートラインになっているということでございます。それに、例えば公園事業を絡ませて、県のほうの公園事業に絡ませてもらったり、移転先が商工会館のビルになるんで、県の商工課のほうにいろんな面でお世話になるんで、情報を共有するNHKと一緒にいったりというような話での情報の共有というのは行ってきているところです。ただ、1番最初にお願いした、まちの中に来ていただきたいということで打診を發したのは佐賀市でございますので、市がリードしているように見えるというのは確かにそういうことだというふうに思います。

○千綿委員長

ほかに何か。よろしいですか。

○川崎委員

県の関係はちょっとよくわかりました。最後にちょっと確認したいんですけど、HIビルの所有者の件のこの福岡県というのはどの辺を指すんですか。

○坂井商業振興課長

福岡県の大川市に会社がある人の所有でございます。

○川崎委員

確認しておきますけど、契約はまだということでしょう。大体今までこの方とは、部長と直接お会いになって、お話を進めてきよったわけですか。

○坂井商業振興課長

当然、用地の購入をしたいというふうに考えているわけでございますから、所有者の方とは何回かお話をさせていただきました。

○川崎委員

部長もその中に入っていったんですか。部長も直接お話をされて交渉に行っているんですか。それだけ確認しておきます。

○池田経済部長

私はこの件の土地の交渉には、今のところ立ち会っておりません。まだ今のところ立ち会っておりません。

○川崎委員

そいぎ、いつ立ち会うんでしょうか。

○池田経済部長

予算をつけていただいてから交渉に臨みたいというふうに思います。

○川崎委員

最後に一言言っておきますけれども、相手方をよく研究、勉強しながら、最終的にチェックしていつてもらいたいと思います。それだけ言っておきましょう。

○重松委員

4者合意が締結してから具体的なことはということでしたけども、すべて市がやるというのは大変だと思うんですね。例えば、土地の交渉とか、ビルの運営、管理ですね、それとか入居者の交渉とか、そういったトータル的なテナントマネジメントといいますか、そういう人たちを1人入れとかんと、何か一方通行になってしまうんじゃないかなと思うんですね。だから、コンテナプロジェクト、後で研究会のときに言われると思いますけども、佐賀出身の西村さんやったかね、ああいうすばらしい設計士の方がいらっしゃるし、そういう専門的な人たちもある程度入れておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

すべての管理から、土地の交渉から、テナントの交渉、ビルの管理、トータル的なテナントマネジメントの人たちを入れとかんでいいですか。市が全部やっていくんですか。

○坂井商業振興課長

全体的なこの計画を進めるに当たっては、先ほどおっしゃられた方に限らず、そういうふうな知見をお持ちの方については意見を聞いていきたいと思っております。

○山本委員

先ほどからそれぞれ議論されておりますけれども、公有財産購入費約3億6,800万円、それから補償金の2億900万円程度、合わせて5億幾らですけども、この試算というのはどのような形で計算されたんですか。私がここで聞きたいのは、例えば、この単価はどことこのコンサルタントに出してもらって、そしてこの費用をこのような形で出しているようなのか、この委託料が212万6,000円出ておりますけれども、この金でこの評価をさせたのか、どうしたのかというのを私は聞きたいんですね。そこはどうですか。

○坂井商業振興課長

今回、予算をお願いしている大きな項目の2つは土地の購入費と補償費の2つでございます。土地の購入費の予算の要求の仕方としては、昨年の6月議会をお願いをさせていただきました窓乃梅と同じように、路線価を0.8で割り戻した価格を単価として、それに地籍をかけて予算として算出をしているという、これまでのやり方を踏襲してございます。それと補償金の内訳につきましては、今書いてございますように、減価率、今この建物が建築当初と比べて、どれだけの価値が残っているかという割合、それと、この建物を今建てた場合、幾らかかるのかという単価を掛けまして、それと解体費も足しまして、2億900万円ということで算出をしております。

○山本委員

私が聞き漏らしておるかわからんけれども、じゃこの委託料の212万6,000円というのは、使途はどこに使うの、この使い道は。

○坂井商業振興課長

今回、国有財産の購入もするというのもございますもんですから、不動産鑑定評価をいたすということと、土地をやはり買うということになりますと、そこに測量も必要となるということで、この2つを委託料としてお願いをしているという状況でございます。

○山本委員

その土地の評価を鑑定士に今から依頼するんですか。

○坂井商業振興課長

国有財産に関しましては土地の評価を、基本的に国有財産を買うときは入札制になります。ですから、その札を幾らに入れるかというものを、鑑定士の評価のもとで、できるだけ安く入札をしたいと思ひまして、その評価委託料として使用するようしております。

○山本委員

すべてがその国有地に対する、売買に対する委託料ではないと私は思うんですけども、じゃ補償金の価格というのは、これはどこで定めたんですか。

○坂井商業振興課長

公共補償をする場合の算定の仕方がありまして、この場合は再建築しないということで、再建築をしない場合と解体をするということで価格を算定しております。それで延べ床面積に減価率、今、その建物が建設当時として幾ら残っているのかの割合が10%、これは財務省関係の省令がございまして、こういう物件に対しては何%の価値があるよという政令がございまして。その政令の基準を適用して、再建築単価を掛け合わせて移転補償費を算出していると。解体につきましては、市での解体の実績の単価を掛けて算出しているということで、この予算の見積もりとして計上してございます。

○山本委員

そしたら、しつこくなりますけれども、212万6,000円という委託料は、どこに何を委託するんですか。

○坂井商業振興課長

鑑定評価と地積、土地の測量です。この2つでございまして。

○平原委員

済みません、ちょっと1点だけ。きょうの説明の中で、旧H I ビルの所有者が何回か変わられたというようなことで、その民間の法人が所有しているこの旧H I ビルでありますけれども、その代表取締役以下役員の中、その辺については、こう言っちゃなんですけども、失礼ですが、いわゆる警察サイドのほうとの連携をとられて、そういう関係、暴力団組織等もありますけれども、そういう関係者が入っていないということはきちんと把握した上で話を進められているというような受けとめ方でいいですか。

○坂井商業振興課長

そこら辺の警察関係と、こういう人がいますよとかいうことの確認はしておりません。したいと思ひます。

○平原委員

そこはですね、やはり市が財産を取得する上で重要なところであろうと思ひますので、そこはまず確認を、念のための確認は必要かと思ひます。それと、市が新しくあそこの地

に公共の施設を持つてくるということで、1つ気になっているのが、近くに暴力団の事務所があるわけですね。その暴力団の事務所に近いところに公共施設を動かそうとしていると。そこについては、どういうお考えというか、お持ちなのかですね。ちょっとお伺いしたいと思います。

○池田経済部長

大変お答えしにくい御質問なんですけど、あそこにそういう暴力団関係の方が土地を持たれて、建物を建てられたというのは、私がまちづくり推進課長をやっていた時代にあの道路をつくっているときでしたので、非常に残念な思いしております。警察とか、パトカーが常駐しているというような状況でございますので、周辺にとにかく影響が及ばないようにというようなことをとにかく警察と十分に協議をして、近くに公共施設が来るということは、地元がだんだんにぎわってくると、そういう関係の方というのはいづらくなるというところもあると思いますので、地元ではやっぱりそうやって出でいかれた方もいらっしゃいましたんで、警察とは常にきちんと意思の確認をしていきたいというふうに思っております。

○千綿委員長

ほかには。

○福井章司委員

もう1遍ちょっと確認の意味で、4者合意の4者というのは、もう1遍確認させていただきますか。

○坂井商業振興課長

佐賀市、佐賀県、それとNHK、商工会館ビルを代表して財団法人でございます。

○福井章司委員

これは当然、新商工ビルが建つことがメインのことになってくるだろうし、そうすると商工会館の解体がやはりその次になってくるんでしょうが、もろもろの事業を進めていくような体制ですね、この辺のことについては、もちろん合意が成り立たんできんことだけど、先ほどちょっと心配があられたみたいに、市のほうが今までやってきたから、ちょっと先行的にやってくれみたいなことになって、現実的にマンパワーもそこで費やされるということになる可能性がひょっとしたらあるんじゃないか。その辺は合意のもとだとは言いますが、やはり商工会館の絡みのほうにかなりのウエートを置いていっていただかないと、この辺難しいじゃないかと思うんですが、その辺はどうですかね。

○坂井商業振興課長

先ほど部長も答弁いたしましたように、県と市と情報を共有化して、その辺の交渉も、いろいろな協議の場においてもともに一緒に協議をして、佐賀市ばかり、この事務をやるというようなことにならないよう、そこは常に一緒になって、対外的な折衝を行うというようなことで、県と協力してこの事務を進めてまいりたいと思っております。

○福井章司委員

あともう1つは、先ほど来から出ている議論の中の、人さえ集まれば町はにぎわう、そして活性化につながるという議論は、1つの指標ではあるけれども、それが決定打でないということをしかりと考えてもらわんと、中心部には人の集まる施設がふえたね。例えば、NHKが、商工会館の跡に来ると。そのかわり、今NHKで出入りして、いろんな人がそこでもって物を買ったり、レトロ館で物を買っている人はもうあそこで買わなくなる。それが今度商工会館の跡に来ると。単にその人間の数が移動して中心部に集まるというだけで、こっちのトータルの何というんですか、市のキャパシティというの少しも変わらんと。移動しただけで、そういうそれが活性化に本当につながるかという問題になってきたときに、その辺の根本的な問題というのはいく少し、経済部はしかりと考えていかんと、本当の町の活性化につながってこないという感じがします。その辺は人数が云々だけでなく、もっと本質的な我々がぴんとくるような何かを提示してほしいなと思うんですよ。

そういう面では今回こういうことを中心としながら、ただ、ハードに追っかけられてくるだけでなく、もっと本質的な何かをそこに組み立てていかんと、いざ蓋をあけて見て調査してみたら、全然、売上げが変わらんよと。光があれば影もあるはずなんでね、その影の部分だって当然出てくるはずだから、その辺をきちんと分析しながら調整をしないと、やっぱり、こんだけの経費をかけていって、最終的には金ばかりかけてということの議論になってくるんで、その辺をきちんとしなくちゃいけないと思います。その辺の考え方は一貫すべきだと思いますけど、その辺部長、確認させていただけますか。

○池田経済部長

まずNHKにつきましては、NHKの単体のことを言われたわけではないと思うんですが、もともとやっぱり佐賀城公園の中で移転するものであった、移転するあてがあったんで、我々が先に変なところに移られるよりも、とにかくまちなかにということで先に動いたということがあるんですけども、福井委員が言われたようにですね、単純に数字だけを追っかけていって、まちなかにぎわいをただ数字であらわしてそれで終わりということではなくて、そのまちにお住まいの皆さんとか、本当言うと全市民の皆さんがですね、まちなかに——アクセスがいいまちなかに、何とかその年老いても来れて、そこですべての用事が済むような場所としてやっぱりまちをつくりたいというふうに思っておりますので、皆さんに喜んでいただけるようなまちづくりというのができるように頑張っていきたいというふうには思っております。

○千綿委員長

ほかには。

○久米委員

いろいろ意見も出たようなんですけども、財源がですね、その他の財源となっておりますけ

ど、この財源は勉強会のとき1回聞いたような気もしますが、再度確認。

○坂井商業振興課長

ふるさとづくり基金でございます。

○中本副委員長

新商工ビルの建設で1点確認しておきたいんですけども、エスプラッツの場合でも、いわゆるあれは三セクであっていわゆる経営破綻という中で後追いのお金が出ていますよね。コンパクトシティということで青森市が非常に注目をされていましたが、ここも三セクでやって駅前ビルがいわゆる増資であるとか、債務超過に陥るということで新たな融資を行うとか、いろんな問題がやっぱり出てきていると。今回の場合は、いわゆる民間資金を活用した建設手法をするということでもありますけども、心配なのは後で佐賀市がですね、これ建てたはいいけども、そこが経営破綻して、また何らかの支援をしなきゃいけないということになるのが一番これが心配な点だと思うんですよ。その点については、今考えておられる手法の中で、そういう佐賀市が何らかのそういうリスクを負うようなことがあるのかどうかを示していただけませんか。

○坂井商業振興課長

おっしゃられているようにですね、エスプラッツのときは破綻の原因としてですね、過度の投資ということと、実際その入居するテナントが想定どおり集まらなかったと、想定どおりの賃料が入ってこなかったということが大きな破綻の要因でございまして、そういうふうな二の轍を踏まないようにですね、その過去の物すごく大きな経験をしたわけですから、そこは踏まないように先ほどから申しておりますようにビルについても、ある程度入居が決まった大きさのビルを建てるというようなことをしてですね、空き区画が出ないというようなことで今後ですね、佐賀市に財政負担が及ばないというようなことは、最大限そこはしっかり押さえていきたいというふうに考えております。

○中本副委員長

そこは必ず押さえていただきたいということをちょっともう一回指摘をしておきます。

○千綿委員長

ほかに。

○坂井商業振興課長

済みません。先ほどの重松委員の緊急保証のときの私の答弁で1つ誤りがございまして、済みません、訂正させていただきたいと思っておりますけれども、いわゆる小口の借りが、今借りがえをしとるというような方はですね、借りがえができるのかというふうなことでございましたけども、これは済みません、できません。理由としてはですね、今現況ですね、この保証制度に違いがございまして、今回のやつは100%保証、つまり金融機関に対してリスクがないというやり方で、小口は80%で、2割は金融機関がリスクがあるんですよ。ですから、条件が違うんで借りがえはできないということになっております。

それと、県のセーフティネット5号などの緊急対策融資などは100%の保証ですから、それはできます。済みませんでした。

○川崎委員

平原議員からも言われたんですけど、所有者の、このH Iビル。土地所有ね。暴力団に
関与しているか、していないかはちょっとまだ警察にチェックしてないということだった
んですけど、これはもし暴力団にその所有者が関与しとった場合はどうなるんでしょうか。
ちょっとそれだけ確認しておきましょう。

○池田経済部長

基本的にそうではないことを前提に今までも話を進めてまいりましたので、ちょっと協
議をしたいと思います。それはできるか、できないかですね。

○川崎委員

あしたこれは決とらないかんもんですから、よければ早急にチェックしてもらって、あ
したまでに返事してもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。できましようか。

○池田経済部長

最善を尽くしてやってみたいと思います。

○千綿委員長

あした10時までに報告するということですね。わかりました。

それでは、第39号議案を一応終わりにして、ちょっと2時間15分ぐらい過ぎましたので、
45分まで休憩します。

◎午後3時31分～午後3時45分 休憩

○千綿委員長

それでは、経済企業委員会、再開をさせていただきます。

続きまして、第41号議案を審査します。執行部の議案の説明を求めます。

◎第41号議案 平成23年度佐賀市工業用水道事業会計補正予算（第1号） 説明

○千綿委員長

それでは、何かこの件に関しまして、御意見、御質問等があれば、挙手をお願いしたい
と思いますが。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、続いて第5号報告について、説明をお願いします。

◎第5号報告 平成22年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○千綿委員長

説明が終わりました。何か御意見、もしくは御質問等があれば挙手をお願いしたいと思
いますが。

○重松委員

プレミアつきの商品券の発行ですけれども、7月中旬から実施ということですが、

もう今回、東日本の震災で紙がないとか、いろんな状況で、あと半年ちょっとしかないんですけども、実際できるんですかね。話はどうなっていますかね。

○坂井商業振興課長

この予算、1月の臨時会で議決をしていただきまして、それから準備、それであと受け手のほうの商工会が、商工会議所も含めまして、いろいろ3月が繁忙期であったということから、もう少し早く実施をしたいというふうに実は思っておりましたけれども、先ほど議員御指摘のように、大震災の影響で紙が入ってこないとか、いろいろ等々トラブルがございましたものですから、今ここに至っているという状況でございます。

現況としましては、1回目を7月の中旬に行いまして、2回目を11月ごろに行っていくというふうに考えております。

○重松委員

そしたら、1回目については今のところ順調にしているということですかね。

○坂井商業振興課長

もう少し本当は早くしたかったんですけども、その点ではちょっと少しおくれたというのが現状でございます。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これで経済部の審査は、ちょっとあしたのことがありますので終了はしません。またあした39号議案の説明をするということで、あしたの冒頭でいいですか。

(発言する者あり)

とりあえず、その結果を報告だけしてください。

それでは、経済部の職員の方は退席していただいて結構でございますが、現地視察については、皆さんどうですか。なしでよいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、なしということで、本日の委員会は終了いたします。